

決算常任委員会産業生活分科会

(平成30年9月14日)

○ 樋口龍馬委員長

昨日に引き続きまして、決算認定に係る審査をとり行ってまいりたいというふうに考えます。

では、インターネットの中継を開始してください。

本日は、市民文化部一部のみというふうになっております。皆さんの説明が上手であれば、きょう1日で完了することができるのかなど、予備日に入るか入らないかは皆さんの努力にかかっているというふうに自覚いただいて、スムーズな進行にご協力をいただきたいと思います。

では、入るに当たりまして、部長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 山下市民文化部長

おはようございます。市民文化部長の山下でございます。

先に、入る前に少しご報告をさせていただきたいと。議員の皆様にはタブレットでけさ送らせていただきましたが、実はきのう9月13日の午後3時ごろに市民課の窓口におきまして職員が殴られるという、そういう暴行事件があったと。マイナンバーカードに関する説明をしておるときだったということで、一応警察のほうに通報しまして被疑者については公務執行妨害ということで逮捕というふうな形になりましたものですから、このことにつきまして、詳しくはタブレットのほうに配信させていただきましたので、まずはご報告をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成29年度につきまして、市民文化部として取り組んでまいりましたソフト事業、ハード事業、それら事業をご審議いただきまして決算認定を賜ればというふうに思っています。よろしくお願いを申し上げます。

また、協議会として、6月にもお願いをいたしましたコミュニティ助成事業の順番の考え方について、またご協議をさせていただきたいという点と、もう一点、来年2月からコンビニ交付を開始いたしますので、そのことについてのご報告をさせていただきたいというふうに思いますのでどうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

では、説明を続けてお願いをいたします。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

次長兼市民生活課長の服部です。

それでは、追加資料の説明をさせていただきたいと思います。

タブレット端末トップ画面から、04産業生活常任委員会、13平成30年8月定例会議会、06—01市民文化部決算分科会資料のファイルをお開きいただきますようお願いいたします。そのファイルの3ページをお願いいたします。

3ページ、豊田政典委員からご請求をいただいた所属別の総括でございます。

平成29年2月定例会議会で報告をさせていただいた新年度予算における基本的な方針を平成29年度取り組み方針として記載し、それに対する成果と主要課題及び今後の方針という形で整理をさせていただきました。

3ページが市民生活課分でございます。1、地域社会づくりについて、2、市民相談・消費生活相談事業について、3、多文化共生推進事業についてということで、そういう区分で成果と、それから4ページになりますが、主要課題及び今後の方針を整理しております。

4ページ中ほどからが市民協働安全課。ここでは、1、市民協働の促進について、それから5ページになりますが、2、安全なまちづくりについて、3、人材の発掘・育成についてという区分で整理を行いました。

6ページでございますが、文化振興課。文化振興課では、1、文化振興について、2、生涯学習活動支援についてという区分で成果と主要課題及び今後の方針を記載してございます。

7ページの下の方でございますが、ここからは職員入れかえ後の分となりますが、市民課、それから、8ページ中ほどからが男女共同参画課、9ページ中ほど、あさけプラザという順で整理をしてございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

10ページは、中川委員からご請求をいただいた地域社会づくり総合事業費補助金の総括でございます。これも9ページまでの決算の概要と同じまとめ方をしております。地域社会づくり総合事業費補助金は、各地域団体における運動会や文化祭などの顔の見える関係

づくりのための交流事業や、まちづくり構想等実現のための課題解決事業、また、それらを住民主体で実施していくための団体事務局運営費に対して補助を行うものです。

ページ中ほど、主要課題及び今後の方針のところに記載をいたしました。各地域団体における事業の硬直化という課題がございます。各地域団体の役員が年々交代される中でなかなか難しい課題ではありますが、引き続き、時代やニーズに合った事業の見直しを行っていただくよう働きかけを行ってまいります。また、団体事務局運営費につきましては、地区割りとして交付をしておりますが、平成30年度に増額を行いました。今後も経費がふえることが予測されますので、見直しを検討していかなければならないというふうに考えてございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

11ページは、委員長からご指示をいただきました多文化共生の資料でございます。11ページは現状と課題です。一番上のところですが、平成29年度末現在、本市における外国人市民の割合は2.9%で、全国平均1.9%に比べて高い状況です。特に、笹川においては、1の②の2行目でございますが、16.3%ということで非常に高くなっております。その下に参考として、8月末現在の状況を記載いたしました。全国的な外国人市民数や笹川の集住状況につきましては、ともに増加傾向でございます。

課題といたしましては、全市的な課題の①ですが、外国人市民の地域住民との交流や地域社会づくりへの参画、②ですが、行政サービスなどの情報の確実な提供などが挙げられます。このため本市では――別途決算常任委員会資料でご報告させていただいておりますが――通訳の配置や市役所本庁舎1階での生活オリエンテーション事業などを行っております。

また、(2)の③ですが、特に笹川においては南米出身の外国人市民が集住しており、日本語を使わなくても生活できる環境であることから、より重点的な取り組みが必要であり、多文化共生サロンを設置いたしまして、日本語の重要性の啓発や自治会加入促進などに取り組んでおるところでございます。

12ページ、これは、本市における外国人市民数の推移と地区別の状況の資料でございます。また、13ページは、笹川における外国人市民数の推移とブラジル人の状況です。

市民生活課分は以上でございます。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

おはようございます。市民協働安全課の中根でございます。どうぞよろしくお願い致します。

引き続き、14ページをお願いいたします。

中川委員のほうから、当課のコミュニティビジネス創造塾と商工課の女性起業家育成支援事業との比較、違い、このような点について資料請求をいただきましたのでご説明申し上げます。

資料でございますが、まず、1としまして起業支援関係事業でございますが、当課で実施しておりますコミュニティビジネス創造塾と商工課で実施しております女性起業家育成支援事業につきまして、それぞれの事業概要及び実施内容について記載しております。

私どもで実施しましたコミュニティビジネス創造塾についてですが、当課の事業は、市民協働による地域社会づくりを担う人材の発掘、育成を目的といたしまして、ビジネスの手法で地域課題の解決に取り組もうとされる方を対象とした講座を実施いたしました。

具体的実施内容につきましては、平成28年度にコミュニティビジネスに係る先進事例の紹介を軸としたキックオフ講演会及び運営上の悩みや課題について相談できる座談会を開催したことから、これを受けまして、平成29年度はより実践的にコミュニティビジネスの立ち上げに際して必要となる知識やノウハウを学ぶための連続講座を開催いたしました。全4回の講座の中で地域課題の把握、可視化、事業概略の構想とマーケティング、組織づくり、実行体制の構築といった項目につきまして講座を実施しております。

(2)の商工課が実施しております女性起業家育成支援事業についてですが、事業の概要としましては、市内で活躍する新たな地域経済の担い手を創出し、もって地域の活性化につなげるということを目的として起業を志す女性を支援する講座を実施したというところで聞いております。

具体的実施内容につきましては、企業に係る入り口の支援に当たる育成支援講座と、起業した後に直面する課題の解決を目的としたジャンプアップ講座の2種類の講座で構成をされております。育成支援事業につきましては、起業に関心のある女性及び具体的に起業を目指している女性を対象として、起業に係る基礎知識及び応用知識の習得から事業計画の作成までを学ぶ講座と位置づけられ、中小企業診断士による講座を中心とした全8回の講座が実施されております。ジャンプアップ講座につきましては、既に基礎知識を習得し起業を目指している女性及び創業後5年以内の女性を対象として、直面する課題解決を目的としたより実践的なノウハウを学ぶ講座と位置づけられ、税理士、弁護士、中小企業診

断士等の専門家による全8回の講座が実施されておると聞いております。

続きまして、2の私どもの事業と商工課事業との比較というところでございますが、記載のとおり、商工課の事業につきましては、女性起業家に対しビジネスのノウハウを学ぶ機会を提供することで安定した収入の確保など女性起業家の経済的自立の実現を目指し、それにより地域経済の活性化につなげることを目的としております。一方で、当課が実施しております事業につきましては、地域課題の解決に向けた継続的な事業展開のためにビジネスの手法を学ぶこととしており、主に市民協働による地域社会づくりを担う人材の発掘、育成につなげることを目的としております。

最後に、3としまして、課題及び今後の方針でございますが、まず一つには、起業を志す市民の視点に立ち、商工課と当課が実施するそれぞれの講座の目的を明確にし、どの講座が自分の希望に合っているかが市民に判断できるよう、わかりやすい広報について工夫する必要があると感じております。二つ目としましては、当課の事業においては他都市での成功事例の紹介等コミュニティビジネスの可能性について周知啓発を図り、コミュニティビジネスに取り組もうとする方の掘り起こしに努め、市内で地域課題の解決につながる多くの起業が実現すべく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

15ページにつきましては、参考としまして他市におけるコミュニティビジネスの成功事例を記載したものでございます。

説明は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

では、ただいまよりは市民文化部中、市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分についての審査を行いますので、追加資料の部分からまずは質問を集めたいと思います。

もう一点つけ加えます。多文化共生については、初め協議会を設けるのかこの決算の中で学びを深めるのかというところ、私も思案していたところなのですが、決算の中でも十分に学びを深められると考えましたので、特出しして協議会で扱うということはいたしませんので、多文化共生についての質疑も熱くこちらのほうでしていただければというふうに思います。

ございませんか。

○ 中川雅晶委員

コミュニティビジネス創造塾について、資料ありがとうございました。

ここで言われているのはよくわかりますし、商工課の女性起業家育成支援事業というのは、あくまでもビジネスということで、こちらは四日市市市民協働促進条例を根本にしてコミュニティビジネスというところの創造塾ということでもありますけど、目的というか若干その形態が違うというのはよく理解するんですが、ただ、コミュニティビジネスも、利益を出さないにしてもやっぱり事業の継続性のためにはマネジメントというところで手法を学んでいかなきゃいけないというところで、こうやって持たれていると思うんですけど、これ、わざわざ別々に看板が違うんですけど、分ける必要があるのかどうなのか、分けたほうがより効率的なのか、いやいや、もう同じような形でコミュニティビジネスもビジネスもそれは参加する側が目的が違うというところになれば、ほぼ同じような形で手法とかという部分は、事業計画だったりとか、実際にやっていかなきゃいけないものはかなり同じようなものになってくるので、その辺、統合しながらやっていくというのも一つの選択肢かなという部分で少しお尋ねをしたんですけど、その辺はどうですか。やっぱりこれは別々に、全然目的が違うのでこうやったほうがより効果的で効率的やという何かがあれば教えていただきたいんですが。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

中根でございます。

今回資料請求いただく中で、改めて検討というか調査させていただく中で、私の実感としましては、目的は違うものの、ある意味スタートのところはよく似たというところもありますので、一度関係課と調整してよりよい方法について検討していきたいと、このように思っておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

私もそういう検討をして、関係の部局と商工農水部と、一度ちょっと協議をいただくということをぜひお願いしたいなというふうに思いますので、とどめておきます。

○ 樋口龍馬委員長

他にご質疑ございますか。

○ 豊田政典委員

冒頭の追加資料、決算概要についてという資料を各課でまとめていただきましてありがとうございます。

いろんな分野にももちろんわたる内容なので、小出しに質問しますので、ほかの方も関連というか、かかわる質問があると思いますから。

まず、市民生活課のところを見せていただきました。平成29年度の取り組み方針ということで書いてもらったのは、地域コミュニティを維持、向上させていくということなんです。すが、すごく抽象的な表現でよくわからなくて、成果として地域コミュニティの維持、拡充を進めることができた。これ、意味が全くわからないので、補足で説明いただけますか、まず。

○ 樋口龍馬委員長

補足の説明を。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長の服部でございます。

住民主体の地域づくりを進めるということで、地域コミュニティというのは地域団体ということ想定しておることでございますが、自治会を初めとして、地区社会福祉協議会、その他最近ではまちづくり協議会といったような組織化等によりまして地域活動を活性化させるということを目指しております、それについて一定の成果があったものというふう判断しておることでございます。

○ 豊田政典委員

ということは、どういうことなんかな。今まではどうであって、一定の成果でどうなったというのを、もう一回言葉を変えて説明してください。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長の服部でございます。

住民組織の組織化による、組織づくりと人づくりを進めることができまして、住民主体

の事業が活発に行われるようになったということでございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、平成28年度までは住民組織ができていなくて、活発ではなかったということ。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長の服部でございます。

度合いが高まった、平成28年度までもできていなかったということではございませんが、平成29年度においては、さらに進めることができたという判断でございます。

○ 豊田政典委員

よくわかりませんが、言葉から入っていくと自主的な活動によって地域コミュニティを維持発展させていく、それはそれでいいんですけど、一つ大きな核として地区市民センターが24地区にある、プラスアルファでこの市民生活課が地域社会づくりにかかわっているんですけど、自主的な地域コミュニティをつくってくださいというのを、よりそれが発展していくようにという、このことについては別に市役所がやる、主役じゃないですよ、住民がやるべきことなんですけど、今の市役所の市民生活課のかかわりというのが、自治会や地域の組織団体についてはあくまでも自主団体なので、一定以上の口出しができないということで、手前でとまっているところがあったり、一方でもっと、例えば地区市民センターの館長権限予算とか、それから地域マネージャーの活動とか行政側の仕事というのものもあるじゃないですか。そこがバランスというか、難しいんでしょうけど、何をどうしていきたいのかという方向性が私は見えていないのかなというところがあるんですよ。

これまで過去10年ぐらいを振り返ってみても、地域社会づくりについてのバイブルのような何とかプランというのがあったり、それがいつのまにか誰も語らなくなったり、それから今もいるんですか、地域コーディネーターというんですか、1人か2人置いていましたよね、今もいるんですかね。その方の存在感も私には全く見えない。自主的、自主的といったら勝手にやってくれというのは、勝手にというのは言葉は悪いですけど、住民みずからやっていくのはいいですよ。それに行政がどうかかわっていくかというところがうまく機能していないように思うんですよ。

例えば、手がかりとして4ページが一番上にあるようにまちづくり協議会等の組織化、ここを少し内容を推測してみると、よく言われている川島地区のまちづくり、まちの組織の再編であるとか、これは一つのモデルとして紹介されているとかいうのがあるじゃないですか。だから、自主的、自主性が高まったというのがいいのか、平成29年度の総括として、いやいや、そうじゃなくてまだまだ組織化がこうこうこうだから川島地区は、例えば川島地区モデルというのはいくつかいいところがあるからこうなってほしいという行政からの働きかけが課題なのか、よくわからない、聞いていて。その辺うまく説明できませんかね。成果、課題、これからの方向性みたいなもの。

○ 山下市民文化部長

この地域の問題については、特に地区市民センター構想、昭和53年度につくったときにその当時に窓口主任というのと地域社会づくりの担当主任という主任をおいて、そのどちらかというのと地域振興と社会教育関係、地区市民センターに与える窓口業務、地域振興業務、社会教育業務、この中の振興業務と窓口業務というのは地域社会担当の職員がその地域と一緒にやっていて、どちらかという主任のほうが一番懸命地域を引っ張ってやっていったという経過があって、それではということで団体事務局という概念をつくって、地域の団体のことについて、例えば通帳とか、そういったものを過去にはその地域社会づくりの担当職員がいろんな団体の通帳を持っていろんな采配をしておったというようなところもあったので、それを団体事務局のほうに移して団体事務局で、例えば連合自治会にしても地区社協にしてもいろんな団体の通帳なんかの管理はその団体事務局でやって自主的にやっていってくださいねということに変えたのが数年前に変えてきたと。

その中で、地域社会づくり担当の職員については引き揚げて、そのかわりに団体事務局の事務局員、それと地域マネージャー、要するにこの方たちの制度を入れて、どちらかという地域で自主的にやっていってもらおうという形をとってきております。

その中で、あわせて事業補助金、総合事業費補助金と今言っていますが、それについても今までは、例えば商工課、健康づくり課とかいろんな縦割りの補助金を地域に投げていたものを地域社会づくり推進委員会というのをつくってもらって、そこへ補助金を受けてもらうというような形になっておりますが、ただ、24地区いろんな形があって、特に連合自治会というは基本的には一つあるということで、ちゃんとそれは組織化され、ただ地区社協というところがあったり、あと、まちづくり協議会があたりとか、その辺の地域で

の連合自治会、まちづくり協議会、地区社協、その辺のつながりというのはその地区によって結構流れがあって、一律にこことこことこういうふうにしてということがなかなかできない地域もあって、その中で今進めているというのは、連合自治会を中心とした地域のまちづくり協議会というような、いろんな団体がそこに入って、NPOも入って、地域でのいろんな取り組みについて意見交換を交わすというような方向に持っていきたいというのが今の流れでございます。

そういうことで、総合事業費というのを上げてきておるわけでございますが、ただ一つ、その総合事業費をやるときに、どうも運動会は運動会、文化祭は文化祭、ずっと膠着化、一緒の事業が毎年繰り返されてきて新たな事業というのがなかなか入ってこなかったということもございまして、議会のほうでもいろんなご意見をいただいて、館長権限予算というものをつくって、館長のほうが地域課題にするのに何か起爆的なものをつくって、それが地域に、地域として継続的にできないかというようなことで館長権限予算でいろんな政策をやってきた部分というものがございます。そういった流れで来ております。今後、その館長権限予算についても、これでもう5年かな、4年たっていますので5年目ですね、ここの執行を入れて5年たっていますので、その辺の検証も次の総合計画までにはして、今後総合事業費と館長権限の予算のあり方ということについても整理をしていきたいということで、今、本当に地域については過渡期に入っているというのが1点と、地域の中でもなり手といいますか、各団体とか役員、自治会も含め、なり手の問題とこの辺の問題についてどう取り組んでいくのかということのも一つの課題になっているということで――豊田委員の答えになっているかどうかのかわかりませんが――今そういった大きな流れの中で進めてきているという状況で、今後は先ほど申し上げましたように、連合自治会を中心としたまちづくり協議会的な地域全体の団体とかそういったものが連携できるような会議体というのが必要になってくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今、説明してもらった地域主任の時代から事務作業を地域総合補助金にかえて自分たちでやってくれと、それから各種補助金もまとめた、そこまではもう随分前の話じゃないですか。それで、今、問うているのは長い歴史の中のところじゃなくて、ここ5年ぐらいの中でも課題も見えているわけですよ、今部長が言われるようにね。だけれど、地区市民セ

ンター中心にやっていること、地区市民センターは中心じゃないな、市民生活課がやっているのはどかんと補助金を出して、地区市民センター運営をしている、簡単に言えばそれしか見えてこない。そこにさらに行政の金も使っているんだから地域社会コミュニティのあり方について、こうあってほしいとかこうあるべきだということがあるのであれば、何らかの方向性を示して具体的な働きかけをしなきゃいけないと思うし、最後に言われた自治会を初めとした団体役員のなり手不足という課題が共通テーマとしてあるのであれば、それにやっぱり地域住民とともに取り組んでいくというのがやるべきことだというのは随分前から言われているのに、随分前といってもそんな長くないですけど、その取り組みが全く見えないもんで同じことを毎年やっているだけ。地域社会づくり総合事業費補助金については、この議会でもここ何年か言われてますよね、固定化しているとか、ふさわしいのだろうかとかね。

だから、何も変わっていないなというのが僕の平成29年度の感想というか、市民生活課の活動についてね。何も変わりませんでしたというならそうやって言ってもらえばいいし、いやいや、こういう成果があったんだというのがもっと具体的に総括してほしかったし、そこはここ何年か同じ話をしていると思うんです、産業生活常任委員会でもね。似たようなこと、一般質問で出たりとか。だから、ぜひ山下部長に期待していますから、今まで解決できなかった、蓄積された課題というのが見えているわけです、上手に言ってもらった。そこを今後は平成30年度から具体的に取り組んでいってもらわないと、このままだと流れていくだけです。自治会には声を出せないし、議会はうるさいし、どうしようかな、館長権限予算もいろいろ言われるし、地域マネージャーについてもいろんな意見がある。何か同じことをずっと続けているような気がしてならない、何も変わっていないなと思うんです。ここを打破していただく必要があるのかなと僕は思って、総括、概要を読ませてもらいました。

○ 樋口龍馬委員長

今の点について、課題の整理は、一定山下部長のほうからも言っていていて、そこについてさらに豊田委員からコメントが重ねられたというところで、特段意見は、コメントを求めますか。

○ 豊田政典委員

別に。

○ 樋口龍馬委員長

別にということですので、他の質問を受け付けたいと思います。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

求めますか。じゃ、求めましょう。

○ 山下市民文化部長

ご指摘の、確かに市全体で各地区のバランスというかいろんな温度差があって、各地区によってはすごく進んでいて、今回の館長権限予算それを地域社会づくり総合事業費補助金にことし議会で30万円、予算を認めていただいて、総合事業費のほうに振り分けましたが、その事業が事業化していくという地域もございますし、まだまだそのまま館長権限予算のままというのもございますし、この辺については、もう一年、少し見て、地区回りをしても結構その方向で走られているところもありますし、特に総合事業費補助金の使い方が使いにくいという部分なんかも割かし言われるところもございますので、その辺の制度的なことについては私どもでいろいろ検討させていただきたいなど、それで使いやすい補助金にしていきたい。

それで、人材育成費については、マイスター養成講座とかそういった人材養成講座をやっておりますし、各地域でやっぱりどうやって若手の人らとか、そのPTAとかそういった若い人らがずっと上がっていくような、やっていってもらえるような、かかわるような方式というのはなかなかできないのかなというのも、今後模索をしていきたいなというふうに思いまして、いずれにせよ地域のそういった各組織が弱体、特に自治会については弱体化してそういうのが減っていくということのないように、助け合いをしていくことが一番大事と思っていますので、そういったような方向の施策を進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 小林博次委員

館長権限予算について関連。

○ 樋口龍馬委員長

どうぞ関連してください。

○ 小林博次委員

今、地域で、例えばあるところへ行ったら山の上なんやけど、集落が。ちょっと雨が降っても水が入る家は何軒もあるわけね、あるんやわ、あるの。地域の人にしてみれば関心事というのは何とかならんのことというのが一つ出てくる。二つ目には、少子化で地域社会がこのままいくとバスもなければ、これは滅びるしかないやないのというような、そんな意識があるわけね。そういうところがその地区市民センターの何分の1か、数分の1ぐらい、1割かそのウエートを占めておる地域なんやけど、その辺の住民と自治会の人は何やと、困っておるところには全く手が差し伸べられていないやないかと、館長権限予算って何なんやろうと。俺らが税金を一生懸命納めて何とかしてもらおうと思っているのに神経逆なですのかというのがあるわけやね。

だから、使い方というのはやっぱり予算で、ほかの予算、例えば道路の支部予算をなんか見ても全地区回っていくと全然当たらんわけや、さっき言った雨水の問題も側溝をつけりゃ直るのに直せんわけやわな。そんな中で自治会も何もやってくれんのやったら抜けようかというのが、今もう問題提起として上がってきているので。だから、神経逆なでする効果は確かに認めたけど、何をやっていくのかということについては見えやん。だから、使う金が井勘定というのは、果たして正しいのかと、こういうことを思うわけね、そんな話を聞くと。

だから、そのあたりをやっぱりもっと地域的に議論したほうがええのじゃないか。館長がというけど、困っておるところはあるいはそこでもうちょっと文化的な何かをやって地域をまとめていくだとか、何か方向がないとまずいんかなというふうに思っているんやけど、そのあたり、そんな声は聞いていないか。

○ 樋口龍馬委員長

これは部長じゃないですね、多分。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長、服部でございます。

館長権限予算を行う事業の実施内容の決定に当たりましては、館長みずから発案をして、地域の同意を得るものと、それから、地域のほうから提案をいただいて館長とともに企画立案をしていくものというような形で、二つの分類に今、状況としてはあると思っております。いずれにしても地域の方の意見を聞いて進めていくということで、地域の合意を得た事業について取り組んでいくわけですが、委員おっしゃられたように、地区の一部の課題である場合であっても地区全体の合意を得られれば取り組める事業であるというふうには考えておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員長

4年目を迎えて来年に向けて総括をしていくという発言が部長からありまして、今、課長のほうから小林委員の意見に対応するコメントが出ました。今からもう一件、意見を言っていてと思うんですけども、委員間討議の内容として集約をかけて、どのように総括をしていくべきかというまとめ方もあるのかなというふうに思っておりますので、発言を。まず、小林委員、どうぞ。

○ 小林博次委員

だから、声が届かんわけやな。届けばここでこんな話にはならんわけやで、たとえ1ミリでも入ればな。これが地域の人声やろうなと思うんやわな。そうすると、次の一手何があるのというのが総括した後の次の施策に出てくるわけやけど、実態は何十分の1か、何百分の1かの問題が反映できるとは限りにくいんで、幾ら総括しても。だから、その辺、今ちょっと聞いてもらった、そんなことなんやけど、ほかの予算がふえれば事足りるわけやね、これがほかの予算も少ないわけや。ニンジンがぶら下がっておるやつをそれを食えやんのかと言ったって、届かんわけや。というところが苦悩なんやわね。

これはもう意見にしておきます。終わり。

○ 樋口龍馬委員長

今のお話で、総括していただく、4年目を迎えているからという話があって、平成30年度も実施をしています。平成31年度予算計上してくるときに、平成30年度決算で総括したのではちょっと遅いのかなという気がしますんで、この委員会で2月に当初予算上げてくるときには、今までの平成30年度も含めた成果についてまとめていただいた上で上程いただくと、私たち委員会のメンバーもわかりやすく審査に臨めると思いますので、小林委員、そんな形でいかがでしょう。

○ 小林博次委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

可能でしょうか、市民生活課長。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長、服部でございます。

館長権限予算の検証につきましては、実は平成30年度当初予算の計上前に、平成29年度中に検証を行いまして、その検証結果をもとに平成30年度当初予算を計上させていただいているところでございます。まず、平成29年度の検証に当たりましては、学識経験者等を入れて検証を行ったわけでございますが、同様に同じような形で、意見を聞いた上で平成31年度予算を計上させていただきたいというふうに考えてございます。

○ 樋口龍馬委員長

今回の検証については、大きな流れの中での検証、1年度、単年度部分ではなくて、どういうふうに発展してきて、これからどういう発展が望めるのかなのか、望めないのかなのか、そういうことを書いていただけると我々としても非常に審査しやすくなると思いますのでよろしく願いをします。

では、他の部分。

小川委員、関連ですね、お願いします。

○ 小川政人委員

各地区市民センターで、どういう事業をしてきてどういうものをしたかというのも全部表にして出してもらったほうがありがたいな。要望です。

○ 樋口龍馬委員長

それは、次のまとめをしてくるときにということによろしかったですか。

○ 小川政人委員

そうです。

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように処理をしていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。本件でも構いません。関連していない部分でも結構です。

○ 中川雅晶委員

関連しているというか、地域社会づくり総合事業費補助事業関係ですけど、各地区によってばらつきもありますし、かなり同じような取り組みをされているとかというものもありますし、さまざまだと思うんです。僕はこの地域社会づくり総合事業費補助事業というのは大切な、いざ大規模災害になったとき、こういう事業をやっぱりやっているかやっていないかということが大きく差が出てくるという部分もあるので、こういう事業は本当に大切だとは思いますが、ただ逆に硬直化していたりとか、ただもうこなす事業になったりとかという部分のマイナス部分もあるので、やっぱりここを行政として、本当に市民ニーズであったりとか住民ニーズに合致している取り組みなのかどうなのかとか、また、人材がなかなかという部分であればそういう人材発掘であったりとか人材育成の場になっているかどうかとか、あとは、それぞれの取り組みを情報共有して、いい取り組みはいい取り組みとしてほかの地域でも取り組みがどんどん推進されるとか、中には、例えば事業も集約をしたりとかしていかなきゃいけないような時期に来ている地区もあるかもしれないので、そういうところをどう行政としてマネジメントしていくかということがこれから問われるのかなと思うんですが、その辺は、この事業に対して今後の取り組みというと

ころではどうでしょうか。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長の服部でございます。

委員ご指摘のように、事業の硬直化という課題につきましては、地区のほうでも感じていただいております。まちづくり協議会等の組織化に合わせて、地区内での事業の見直し等に取り組んでいただいている地区もございます。そういった取り組みをほかの地区へも紹介をしながら市全体でそういうことが行われるように取り組んでいきたいというふうにご考えておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

そういう情報共有であったりとか、そういうニーズであったりとか、そういうことが共有されやすいような環境をつくっていかなくちゃいけないと思うんですけど、それが例えば市のホームページの中でそういうことが情報共有されたりとかということも必要かなと思いますので、ちょっとこれから工夫しながらこの事業がよりいい方向にというかレベルアップしたりとかスキルアップしたりとかというようなところのどういうふうにすればいいか、ただもう予算をばんと地区に振って、あとはお願いねというだけではもう済まない時期に来ていると思いますので、ぜひその辺をしていただきたいなと思うんですが、あと、1点、ちょっとこの中で気になったのが、PTAの事業というのもここにまじっているというのは、これは別に問題ないんですかね。

○ 服部市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課長、服部でございます。

PTAが主体となって取り組んでいただいている事業でございます。PTAが実施主体となって取り組んでいただいておりますが、地域全体の事業として取り組んでいただいているという内容でございます。PTAの会員だけの事業になっているわけではないという理解でございます。

○ 中川雅晶委員

そういう位置づけということですね。わかりました。

○ 樋口龍馬委員長

この件は後ほどまた委員間討議として扱わせていただきたいと思いますので、ほかに後でご意見が出てきた方、おみえになったらその際にご発言いただいたらというふうに思います。

他にございますでしょうか。

今ちょっと追加資料に絞ってやっていたんですが、なかなか追加資料だけで出にくいところも出てきましたので、タブレットでいいますと、07決算常任委員会資料、13平成30年度8月定例月議会部局別中の市民文化部の資料、1ページから——1ページという目次が入ってしまいますが——50ページまでが現在審査をしている決算の内容になりますので、そこまで範囲を広げていきたいとします。

また、主要施策実績報告書から引っ張っていただいても結構ですが、ページを探しやすくするためにどの資料の何ページかということをお伝えいただいて発言をいただければというふうに思います。

○ 平野貴之副委員長

追加資料の11ページの多文化共生のことでちょっと確認させていただきたいんですが、11ページの一番下に課題を挙げていただいております。顔の見える関係を築くこと、また対等な構成員として外国人の方に参画していただくことというふうには書いているんですが、こういった課題を解決するために取り組んできたことをまず教えてください。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室の廣田でございます。

副委員長お尋ねの件でございますが、まず顔の見える関係づくりということで申しますと、例えばモデル地区におきましては定期的に書道教室というのをやっております、こちらで日本人、外国人ともに書道を学び合ったり、また、昨年度は平成29年度は親子の交流会ということで、日本語の絵本の読み聞かせといった事業を、これは笹川中央幼稚園、場所をお借りしまして市の事業として実施をしております。また、全市的な事業といたしましては、四日市ドームで開催されております徹夜踊り、よんてつでございますが、こちらのほうに昨年度はブラジル人学校のニッケン学園の生徒、また四日市大学のネパール人の留学生グループの方にダンスを披露していただきまして、広く日本人、市民の方に文化

の紹介をしていただくとともに、顔の見える関係づくりに取り組んだところでございます。
以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

そういうイベントに、やっぱりちょいちょい参加していただくと地域の人たちとの親しみというのは確かに目に見えて深まっていくと思うので、これからも働きかけていただきたいと思うんですが、結構長年そういう取り組みされてきて、この課題というのはだんだんええ方向に向かっていると思いますか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

なかなか単年度ごとに目覚ましい成果というのは難しい部分もございますが、年々定着的に参加していただける外国人市民がふえてきておる状況でございます。今後の課題といたしましては、参加される方が大分固定化しているという部分が否定できないところがございまして、それ以外の方にも、例えばお友達、外国人同士の人脈といいますか、友達を通じて参加を働きかけていただく等、新規の参加者の方をふやしていく方向でもっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

参加メンバーをいろいろ広げていくという点で、以前私が一般質問させていただいたときに、外国人のリーダー的存在の人を育成していくというようなことをちょっと提案させていただいたと思うんですが、その点についてはいかがですか。所見というか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

なかなかこのリーダーの育成とまでは難しいところがございます。正直なところ申しまして、なかなか皆さん仕事もございますのでリーダーの育成ということは困難なところがあるんですが、現にリーダー的存在である方、例えば四日市大学であれば留学生のリーダー的存在の方、学生がいらっしやったり、またフィリピン人の方でコミュニティ団体の代表をやってみえる方がいらっしやったりしますので、そういった方々には、例えば交

流事業の参画等につきましてご相談をすると、関係性を維持しておるところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

わかりました。

あと、毎年、外国人集住都市会議に参加していると思うんですが、そちらに参加する意義と成果というのを教えてください。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

集住都市会議の意義でございますが、これまでというか発足当初、平成3年度でしたか、発足当初には同じような課題を持った市町が集まって、それぞれの取り組みを研究し合うというようなことがメインでございました。ただ昨今、大体どの市町も同じような取り組み、大体取り組みがそろってきておる状況でございます。この中で私どもが集住都市会議の意義として考えておりますのは、やはり国であるとか経済界であるとか、そういったところに対する働きかけ、これのツールとして非常に有効であると考えてございます。例えば先般、政府のほうで骨太の方針というのが発表されまして、外国人労働者の受け入れ方針が示されたわけでございますが、これにつきまして集住都市会議のほうから、あくまでも単なる労働力ではなく、生活者としての外国人市民の受け入れということで多文化共生施策と連動した形で受け入れ施策を検討していただきたいといったような内容の意見書を提出したりしておるところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

ということは、その会議は要望するツールとして効果的だけど、参加都市、他都市と情報交換して、例えば他都市の政策を何か参考にできるというような点は余り効果はないということですか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

効果がないと言いますと、ちょっと私も言い過ぎた部分がございます。効果がないと

いうことはございませんで、例えば外国人の子供たちの学習支援であるとかそういった部分でお互いに参考になる部分はございますので、年2回程度、全体会を開催しております、そのところでお互い情報交換をしておるところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

最後に、この課題を解決していくに当たって、日本人の地域の人たちがしていくべき、してもらいたい点というのはどういう点ですか、ありますか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

日本人、市民としてはやはり単なる労働者として外国人市民を見るのではなしに、同じ四日市市の市民として地域づくりに携わっていただく仲間として外国人市民を捉えていただきたいと。この辺が、平たく言いますと、外国人市民に対する偏見をなくしていったり、単なる自分とは関係のない人たちという意識ではなくて、同じ市民としてつき合っていく意識を持っていただくと、こういったことが日本人市民に求められるといたしますか、私どもがお願いしたいところでございます。そういった点につきまして、年1回多文化共生講演会というのを再開もしてございますので、こういった取り組みを通じて啓発を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

確かにそういった講演会も地道に続けていくことで広がっていくと思うんですが、やっぱりそういう講演会って、もともとそういうのに関心がある人が主に来るものであって、なかなか関心のない人は来ないかなと思うんですが、その点いかがですか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

これは副委員長ご指摘のとおりでございますして、私どもも課題として感じておるところでございます。いかに一般市民の方に関心を持っていただきやすい課題でそういった講演

会を開くか、テーマ、講師等で今後工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

他に。

○ 小川政人委員

書道教室とか言われていたやんか。結構外国人の人、みえるんですか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

書道教室でございますが、少々お待ちください。済みません。

現在、書道教室の登録者20名でございますが、そのうち、外国人市民の方が6名という状況でございますので、若干ちょっと外国人市民の方が少ない状況でございますが、高齢のブラジルの方がいらっしゃいまして、この方も毎回楽しみに通っていただいたりしているということもございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

だから、書道と言われると日本の文化の押しつけみたいな感じにもなるかなと——日本だけでもないけれども、中国人もあるんやろうと思うけど——それよりまだ絵画のほうがええのと違うの。もっと向こうの人も親しみやすいものとか、それからカラオケとかそういう向こうの歌もこっちの歌も聞かせるようなもうちょっと工夫したほうがいいのと違うかなと思うんやけど。その辺は工夫はしたんか、過去にしたけどもだめやったのか、その辺を教えてほしい。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

委員おっしゃるとおりでございますが、やはり外国人市民に関心を持っていただかないと始まらないものですので、毎年、例えば平成29年度について申しますと、親子で参加できるような、長い風船を細工するバルーンアート講座というのを実施いたしました。これ

は参加者24名ございまして、うち外国人市民が20名だったということでございまして。また、陶芸教室というのもやっております、これも根強い人気がございまして参加者13名、うち外国人市民が5名ということでございまして、確におっしゃるとおり、絵画であるとか音楽、そういったことで、より外国人市民の方、関心があるテーマがございましたら積極的に取り入れていきたいと存じます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

単発的なイベントも結構なんやけど、やっぱり根強くやっていけるもののほうがいい。カラオケなんかでもそれで日本語が理解できるようになる可能性があるもので、そういうこともきちっとしながらぜひ多文化共生事業をやっていってほしいなと思います。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

委員おっしゃるとおり、カラオケで日本語を覚えたと言われる外国人市民の方、かなり多うございます。ご意見承りまして今後実施できる事業につきましては実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。多文化共生について他にございませんか。

今、笹川にちょっと偏ってきていますけど、全体の資料も出していただいておりますし、ブラジル人だけじゃなくて韓国人も相当ふえてきているというような数も出ておりますが、そういった点についても今すぐ出なければ一旦休憩をとらせていただきたいと思います。

では、休憩に入りまして、再開は11時10分とさせていただきますと思います。

11:01 休憩

11:10 再開

○ 樋口龍馬委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

まず、多文化共生についてご質問等ございます方、おみえになりますでしょうか。

○ 平野貴之副委員長

追加資料の12ページの下のところ、四日市の外国人の分布を出していただきましたが、地区別の表を見ると共同地区も8.2%と結構高いんですが、こちらは主に何人の方で、ここではそういった集住の課題なんかはあるんでしょうか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

中部地区市民センター管内でございますが、一番多い外国人市民が中国、以下、ネパール、韓国、フィリピンと続いてございます。

こちらの課題といたしましては、笹川のように集中して住んでいらっしゃるわけではございませんので、市としての働きかけをするチャンネルがなかなか難しいということがございます。そのこともございまして、やはりフィリピン人コミュニティであるとか留学生であるとか、そういったところを介して何らかのさまざまな事業に参画していただくようにといった働きかけをしておるところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

国籍もいろんな方がいるということで、どちらかという、集住というよりは日本の地域に溶け込んでいるという理解でよろしいですか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化、廣田でございます。

おっしゃるとおりでございまして、例えばフィリピンの方なんかですと——中国の方もそうなんですが——配偶者の方が日本人であったりそういった方もいらっしゃいますので、比較的周りの日本社会には大きな問題なく溶け込んでいらっしゃる方が多いように私は捉えてございます。

○ 平野貴之副委員長

わかりました。

次のページへ行って、次は、13ページの下の円グラフで、いつまで日本にいたいのか、いつ帰国したいのかというような、そういう意識調査があるアンケートがあると思います。それで、大半の方はいずれかは帰国したいというデータで、あと20%ぐらいの人は日本にずっといたいというような回答やと思うんですが、こういうデータはすごく貴重で、意識別にアプローチの仕方も変えていくのが効果的だと思うんですが、そういった取り組みはなされていますか。

○ 樋口龍馬委員長

これは三重大大学の社会実験に関することだったと思いますので、そのときの経緯と現状についてということで、廣田室長、お願いします。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化、廣田でございます。

私はこの時点ではいなかったんですが、三重大学が外国人集住地区である笹川地区でブラジル人の実態調査をしたということで聞いてございまして、その調査に多文化共生推進室が協力をしたということでございます。

ほとんどの方が、多くの方がいずれは帰国したいということでお答えいただいているんですが、実際問題、今私どもの考え方といたしましては、子供が日本で生まれて育っていると、例えば日本で生まれて、もう中学生になっているというようなご家庭もございまして。こういった中で、親が高齢化して親だけ例えば帰ると。帰るにしてもブラジルではもう友人とか親戚つき合いもほとんどなくなっておる状況でございまして、果たして意識調査としては帰りたいという方が多うございまして、実際に帰ることが容易ではないということをお私どもも考えてございまして、ほとんどの方が今後日本に定住されるであろうという前提で、地域づくりに積極的に参画していただくように働きかけをしておるところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之副委員長

状況はわかりました。

ただ、やっぱりアンケートでこういうふうに、ずっと日本に住みたいと答えてくれる人はほかの人たちよりも、先ほどおっしゃっていた地域の活動への参加とかそういった意欲も高いと思いますので、せっかくこういうアンケートをしたんですしたら、やりっ放しじゃなくて、これを生かして、そういう人たちにもアプローチしていくのが効果的じゃないかなと思いますので、また今後そういったことをお願いしたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと関連して、私も地区でずっと子供の関係とかやるんですけど、集住していないがために、大体入り口がPTAか民生委員になっていて、例えばフィリピン人系の方が生活保護を受給したいんだけども手続の仕方がわからないとかというのが民生委員に行って、民生委員もわけがわからないもので、ちょっとあんた、頼むわと私のところに話が来たりするとか、地区委員といってPTAとちょっと違うんだけど、育成会の下部組織で各町に割り当てているところの役にくじ引きで当たってしまって、1回も会議に出てこなかったために、その地区の子供に案内が全くされないまま1年が過ぎてしまったとか、結構問題はないわけではないんですよ、ただ顕在化しにくいというところがあるもので、学校と連携していくということが必要なのかなと感じます。

中央小学校でも同じようなことが起きているという話は入ってきていますので、特に中央小学校、今中国の子供が多いですね。浜田の子というのはどっちかというとならフィリピンとかインド系の方なんかが多くてというようなイメージを私は持っていますので、対象の児童が入ってきたことは学校はもちろん承知しているわけで、中部地区市民センター管区の5連合以外のところでもあると思いますので、学校から情報が上がってきたら生活面で不足がないか等については、情報をつかまえる必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

おっしゃるとおりかと存じます。今後、学校とも連携をさらに強化してまいりたいと思います。

現状としては、外国人児童生徒教育検討会議というのが年2回ございまして、外国人児

童生徒が多い中学校、小学校、幼稚園の校園長が課題について話し合う会議でございますが、そちらに私も参加いたしまして、情報の共有をしておるところでございます。今後とも強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

教育委員会が悪いと言いたいわけじゃないんですけれども、どうしても学習のおくれとかが出てこないと学校の先生たちって上げてききらんところがあるもので、意外と身近な問題というのは社協組織であったりのところに上がってきているということはあるんだというのは理解しておいていただければなど。これは意見にとどめておきます。

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

関連させてもらいます。

グラフを見せていただいて、ブラジル人については2割ぐらいが日本に永住したいと、こういうことなんやわね。帰られる方については、そんなに正確に日本語が理解できなくても対応できるのかな。ただ、子供たちは恐らくなじんだ日本に住みたいというのがかなりあるやろうなというふうに推測するわけやけど、このアンケートじゃ、ちょっと粗過ぎでその辺までが読めない。だから、もう少しきめの細かいデータが欲しいということと、三重大学に協力するのはいいけど、あんたのところとして施策を打つのに、知っておく必要があるのと違うかなというふうに思っているわけ。だから、人に任さんと、自分でやっぱり調べたらどうなんやと、こういうことなんやけど、その辺、どうやろう。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

廣田でございます。

委員おっしゃるとおりでございます。三重大学の調査もかなり古くなってきてございますので、来年度あたりアンケート調査を実施できればということで予算化を検討したいと考えておるところでございます。

あと、三重大学の詳細なデータなんですけど、資料として提供させていただく形でございますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

それは、この決算の審査にかかわらない形で、10月10日に四郷地区市民センターのほうで多文化共生についてをシティ・ミーティングのテーマとして取り扱いを考えておりますので提供はいただきたいんですが、小林委員が急ぐということであれば認定が終わった後でもいいのかなと思うんですけど、小林委員、いかがですか。

○ 小林博次委員

決算の認定とは関係ないけど、できれば四日市全域の外国人の実態、どんなことになってんのかというのは、よくわからんところがあるので知りたいなと。特にブラジル人と、例えば中国人やと、中国人の場合、日本語がしゃべれるのが入っている、大勢が。韓国人の場合やと、日本語を知らんのも随分入っている。だから、国によって、人たちによって違うと思うんで、そうするとその人たちがずっと日本におるのか帰っていくのか、あるいは子供がおるのかおらんのか、それによっても全然答えが変わる。だから、実態がもうちょっと、何か係数をつくり出して実態を調査していただくようなことが大事なのと違うかなと。まず実態を知って、それから、個々にどう対応したらええのかというのが出てくるので、そんなことをお願いしておきます。

○ 豊田政典委員

7年前の産業生活常任委員会で、ここにいるメンバーでは委員長を初め日置委員とか一緒に、多文化共生について三重大学の先生のアンケート調査を、これより前のバージョンのやつですけれども、初めてもらって深堀りしたことがあるんですけど、そのときにも、今小林委員が言われるように、大学の意識調査ではなくて、四日市市が本気で多文化共生に取り組もうとするのであれば、みずからこういった調査も必要だけど、意識調査、外国人がどういうことを感じてどういうことに困っているのか困っていないのか、日本人住民がどういう意識を持っているのか、それを把握して取り組まないと何にも絵に描いた餅になるよという指摘をしたと思うんですけど、それ以来全く進んでいないというのが感想で、先ほどもあったように平野副委員長とやりとりがあって、いろいろな講座とかイベントとかをやって外国人の参加者が以前に比べればふえてきましたけど、まだまだごく一部ですよ。日本人にしても各種団体の役員ばかり。そういうことではなくて、本気度が全く感じ

られないんですけど、本気で取り組もうと思ったらまずは意識調査をし、全住民を巻き込むような仕掛けをする必要がある。

ただ、先ほどの市民生活課の話じゃないですけど、地域コミュニティの次にどこまで手出しというのは変ですけど、かかわれるかという難しい問題もあるので、内部の問題もありますけれども、そこに多文化共生推進室は余りにも腰が引けているなというのが私の今までの見方なんです。

だから、僕自身も笹川住民ですけど、ふだん外国人と触れ合う機会というのは数えるほどしかない。だから彼らが何に困っているか、一般の、よくわからない。恐らく職員の皆さんも知らないと思います、本当のことは。一部の声しか、多文化共生サロンに来た悩みとか、特定の住民の特定の分野の考え方とかね。そうじゃなければ、より戦略的に踏み込んだ取り組みが再スタートしなければ何も変わらないのかなという思いですが、いかがでしょうか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

委員ご指摘のとおり、私どもも、笹川地区にございます多文化共生サロンに2名の共生コーディネーターがございます。この者たちが戸別訪問等の際に悩み事等は聞いておるわけでございますが、確におっしゃるとおり、ごく一部という面もございます。どうしても在宅率が低かったり、仕事の関係でおうちにみえなかったりするということもございますので、幅広く外国人市民と、あと当然日本人市民の意見も広くアンケート調査が必要というご指摘でございましたので、ぜひ取り組んでまいりたいと考えます。

課題といたしましては、例えば笹川地区のブラジルの方と、中部地区市民センター内の中国人の方、単なる数字として一緒に集計してしまうと逆に課題がとりづらくなるのではないかとこの辺につきまして、やはり専門家等の意見も入れまして、本格的な調査が実施できればと考えます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

それと、三重県との関係ですね。三重県が何年前かな、四郷地区市民センターにしばらく常駐というか、スペースをとって、ずっと多文化共生の調査か何かをやっていたときがあったんですよ。今はもうやってはるのかどうか知りませんが、三重県内にも伊賀市とか

鈴鹿市とか比較的集住しているところがある、状況は違うにしても。三重県がやるべきこともあると思うんで、三重県との連携が、今まで形だけはやっていたけど、向こうは何もしませんから結局。うまく利用してうまく連携してやるべきだと思うんですけど、現状とかどうなっているんですかね。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化の廣田でございます。

月1回、それこそ三重県内の外国人が多い市、伊勢市とか松阪市、桑名市など、集住都市会議非加盟都市も入っておるわけなんですけど、月1回三重県のほうでワーキングというのを開催してございまして、そこで情報交換、共有を図っておりますのと、あと、笹川地区で開催しております多文化共生推進会議というのがございます。そちらに三重県の職員、ダイバーシティ社会推進課の班長が来て参加しております。

あと、私ども企業訪問ということをして、外国人市民を雇っておる企業を訪問いたしまして、状況の聞き取りであるとか日本語教育の促進のお願い、これは市内でやっておる日本語教室の一覧表を渡しまして、興味がある従業員の方、ぜひ参加してもらおうように働きかけてくださいというお願いをしておるんですけど、これに、特に市外の企業につきまして三重県職員も同行をしていただいております。平成28年度から三重県職員も同行してもらっておる状況でございますが、今後、特に市外企業への働きかけにつきまして、これまでもずっと三重県への働きかけをやってございまして、引き続きまして、連携を強化するように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

三重県に対しては、今思い出しましたが、たしかタブレットに配信された、市から北勢選出の県議への要望事項に当時ありましたよね、企業への働きかけをもっと援助してほしいと。だから国の方針というのも話が出た、それで三重県がやるべきところとか三重県が予算をつけるべきところもあるので、形だけやっていても仕方ないので、今までみたいに。そういうのはやめて、きちんと具体的な、金をくれ、それから、市は具体的に動くということをやらないと、今までみたいに形だけやっていても何にも変わりませんと僕は思います。

あと、住んでいる私でさえなかなか交流の機会がない、恐らく四郷地区以外の方、南米系の外国人市民と触れ合う機会はほとんどないと思うので、30日にそうめんサッカーまつりにまた来て一緒に交流いたしましょうということで終わります。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 小川政人委員

僕は飲み屋に行くときに、ジャスコのイオンの北店をずっと通って飲み屋へ行って、飲みに行って、また、買い物はしておらへんのやけど、通って帰ってくるんやけど、ここ1年ぐらいは本当に外国人の人がふえているんやわな。そうすると、やっぱりそういうところは生活の必需品を売っているもので、多分外国人の人は個人の店に行くより、そういうショッピングセンターのほうが入りやすいし買いやすいと思うと、そういうところと連携して何か事業をやっていくとかそういうことを考えていかんと、ショッピングセンター側にもメリットはあると思うもんで、そういうのをうまく利用して、そうすると僕らの近くには住んでいなくても、住んでいない人と触れ合う機会は、買い物するときでも、どうやって食べるのとか聞いたりするで、こんな食べ方を知っておるのかなとか思うものも買っていかれるもんで、食べれるのとか聞いたりするときがあるもんで、そういうところ、やっぱり一番寄ってきやすいところ、住んでいる居住地以外で外国人の人が寄ってきやすいところをうまく利用して、いろんなことをやっていってもらったら一つのツールになるのかな、一つの方策としていいのかなと思うので、またそんなことも考えてほしいなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

コメントを求めますか。意見ということで。

他にございますでしょうか。

○ 豊田祥司委員

12ページの四日市の外国人の推移が、今ちょっとずつ右肩上がりになっていますけれども、四日市市として積極的に外国人を入れて働いてもらおうとか、そういう動きがあるの

か、それとも受けだけで、入ってきた人たちだけで後手に回っているのかとか、あとは介護とか福祉とかそういうところに外国人労働者をという話も全国的には出てきているとは思いますが、積極的にそういうところに働きかけたり手助けしたりとかそういう動きが、今後していくつもりも含めてちょっと聞きたいなとは思いますが。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

外国人市民の雇用といいますか受け入れでございますが、私ども企業訪問の中でお話を聞きますに、非常に人手不足感が強いということがございます。特に先ほど委員おっしゃいました介護等の人材でございますが、私ども2カ所ほど介護の事業所も行かせていただきましたが、とにかく人が欲しい、外国人の雇用を積極的に進めたいということがございます。

ただ、ちょっと細かい話になるんですが、なかなか工場での派遣労働のほうが時給が高いということがございまして、そういう介護職場に希望される外国人の人が少ないというようなこともございまして、意外に外国人を雇用したいという企業は多いという印象でございます。特に、技能実習生を受け入れておる会社等も多うございます。これにつきまして情報収集といいますか、例えばこちらのほうで就労に困っておるといような外国人からの相談がもしありましたら、こういう介護関係の職場、これは正職員として雇ってもらって保険もありますよと、福利厚生もちゃんとしていますよというようなことを紹介させていただくと。例えば、そういった対応もあるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 豊田祥司委員

あるのかなということは、今はしていないということですか。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

これは、1階に生活オリエンテーションというのがございまして、そちらのほうでそういう相談があったらお話をさせていただいたり、また多文化共生サロンのほうでもいろんな相談を受けてございますので、現にやっておるところでございます。

○ 豊田祥司委員

市のそういうかかわり方というところも、これから必要な部分が出てくるのかなというところも思いますので、多文化共生という意味でよろしくお願いします。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

12ページの一番上の黄色いグラフ、ここの数字でいくと、その他の外国人が1688人。1688人もおったら、その他の分類はまずいのと違うかな。対策していこうと思っても、どこの国の人かわからんというんじゃ、話にならんのと違うの。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

多文化共生推進室、廣田でございます。

これは当然、数字は私ども把握してございまして、表の表示といたしましてこのような、その他という形でまとめさせていただいておるところでございます。

ちなみに、外国人市民数といたしまして、これ以外に多いところがございますが、少々お待ちください。5位までですけれども、ネパール、ペルー、ボリビア、タイ、インドネシアというところがございます。特に今増加が著しいのがネパールとベトナムでございます。両者とも留学として日本にいらっしゃる方が多いということがございます。ネパールの方は大体6割前後が留学ということで、ベトナムの方は技能実習生の方が多いということで私どもも把握はしてございます。

以上です。

○ 小林博次委員

だから、ペルーがここに入るわけやろ、ベトナムも入るわけ。これ、ペルーとかベトナムとかは別に表記しておるわけやけど。

○ 廣田市民生活課副参事兼多文化共生推進室長

ネパール、インドネシアですね。

○ 小林博次委員

やっぱりきちんと色分けをして表記して、5人や10人やというんだったら、その他って扱ってもええけど、実態としては、今このあたりではその他と言われる人たちのほうが圧倒的に多いわけ、この辺は。だから、日本語を話してみると通じやんのが多い。必死でやるもんで、1年もすると日本語をしゃべれるようになっておるのやろなこの人たち、だからブラジル人とちょっと違うんかなと思うんやけど。だけど、やっぱり国によって日本語を習得の早い人たちがおると、そういう理解をしたほうがいいと思うので。例えばベトナムへこの前行ったけど、ベトナム人の女性は3カ月ぐらいで日本語をしゃべれるようになる。非常に優秀で、世界中競争してもあの人たちが断トツに1位に出てくる、ベトナムの女性。地域によるんやけど。それぐらい優秀な人たちが日本に入っているわけやから、日本語全部しゃべれて入ってくるというのは非常に高い。だから国をきちっと表記してもらおうと、日本語がわかるのかわからんのか、そういうこともわかる。それから、生活文化の問題もある、ここに住むとなると。そういうことも皆さんのほうから情報発信してもらおうと、交流がしやすくなる。こういうことがあるので、グラフのつくり方にとどまらず、そういう対応、対策を立ててほしいなと思っておる、とりあえずはグラフのつくり方を変えてほしい。

○ 樋口龍馬委員長

今回、ちょっと資料の見やすさのほう、私ども正副委員長のほうで追求した結果、これでよしというふうに認めてきた経緯もございますので、別表でつけていただいて、グラフで表現するときにはその他でしようがないのかなと思うんですが、下の部分の表、別表でまた提出してください。すぐ出せるものだと思いますので、よろしくお願いします。

小林委員、それで堪忍しておいてください。棒グラフとか折れ線グラフについてはどうしてもその他表記というのは必要になってくるかなというふうに思いますので、その他の内訳についてはこうだというものが出ていけば、今の議論もどこまで必要だったのかと難しいところがありますので、そこはよろしく願いをいたします。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

それでは、コミュニティ活動費の防犯外灯新設維持費補助金についてお尋ねします。

決算額9744万8600円で、このうちの管理事務費という240万4000円がまちづくり財団にお願いしている部分ですか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

市民協働安全の中根でございます。

まちづくり財団に補助を打っておるうちの……。事務費としての内訳が二百何がしという数字になってございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

事務を担っていただいて、実質的に補助してもらっているわけですよね。

防犯外灯の新設というのは、第3次推進計画にある防犯外灯LED化促進事業に基づいてLED化を進めてもらっているというところで、どれぐらい今パーセントとしてはLED化になっているんですか。

○ 樋口龍馬委員長

防犯外灯のLED化率。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

平成29年度で申し上げますと、LED化率というのは79.5%。それと、補足ではございますが、平成28年度の段階では70.2%でございましたので、9.3ポイントアップというところで把握しています。

○ 中川雅晶委員

当然LED化率が向上していくといろんな経費も削減につながるというところで、本市も第3次推進計画へのせてLED化を進めていこうということで取り組んでいるんですけど、思ったよりもLED化率が高くなってきたというのが印象としてはあるんですけど、ただ、最近多くの自治体で取り組み始めているのが、切れて自治会にお願いして設備の交換をしていく、またそれぞれ維持をしていくというやり方と、ESCOという方式でエネ

ルギー会社に全部該当するというか、できるところはLED化して削減した上で、10年ぐらいそこに維持をお願いするとかというやり方もしている都市が大分出てきたなと思うと、こうやって第3次推進計画でLED化というので、年限を区切ってやる方法もありますし、一気にLED化をして電力とか維持費というのを削減して、なおかつ維持もそこをお願いするというやり方の選択肢もあるのではないかなと思うんですが、その辺はどういうふうな、例えば総括されていたりとかというのはあるんでしょうか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

現状は、旧来から地元の方に一部ご負担をいただいて進めてまいりました。先ほど、数字の推移を少し申し上げましたけれども、平成25年度で申し上げますと19.6%、それが79.5%というところで、現時点においては今の状況で、地元の方にもご負担いただきながらももう少し進めていただきたいと。将来的には、他市の状況、私どもの考えもまとめた上で、委員おっしゃられたような方式についても一度検討、研究は進めなければならないなと、現時点ではこのように思っております。

○ 中川雅晶委員

例えば、第3次推進計画の防犯外灯LED化促進事業でいくと、平成29年度の事業費の予算としては4621万5000円になっていて、それでも4年間トータルでいくと1億7000万円ぐらいの経費を使うわけですが、この4年間だけで。ほかの自治体の予算と比べて、自治体の規模とかLED化の数とかにもよるとは思うんですけど、2億円から3億円ぐらいの形でやると、例えば維持費も含めて10年間で平均で割るとさほど経費がかからない中で、一気にLED化にして電力料を引き下げると。また、地元自治会に対する負担を軽減したりとか、まちづくり財団へお願いするというのも削減ができたりとかするところによると、それも効果もあるのかなと思うと、そっちの選択肢というのも十分に考えられるなど。ただ、ESCOを受けてくれる企業があるかどうかというところも問題だとは思いますが、ただ、本市——今話しているのは防犯外灯ですけど——公共施設のLED化推進事業というのも同じように並列で第3次推進計画にのせているので、この辺も合体していくと、より経済的な効果も含めて効果が上がっていくのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○ 後藤市民協働安全課主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

今の他市の現状等でLED化を一括で進めていくということで、電力会社等が推進して、防犯外灯のみならず道路灯等でそういう実例があるということは当課としても把握してございます。ただ、現状、地区にお願いして推進を進めてまいりました防犯外灯については8割ぐらいのLED化率になってきているということ、平成29年度9700万円余の決算額でございますが、このうち5300万円ぐらいが電灯料の補助に対するものということになってございます。ですので、新規について旧の蛍光灯からLED等にかえるという工事は、一定実際8割弱の数字まで来ているということで、まだLED化が進む前、まだ進んでいない5年ぐらい前の水準から一気に進めていくというときに、そういう方策をとるということも考えられたかなとは思いますが、現状早目に着手したことによって、防犯外灯に限って言えば、LED化は着実に進んできていると。実際に、防犯外灯にかかわる電灯料は平成29年度から約41%減少しておるということで、この事業を進めるに当たって目的としてきておりました維持管理費の低減ということについては、効果が出てきているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ほぼ8割ぐらいが済んでいるので、それほど経済効果が見込めないんじゃないかなというところも理解するところなんですけど、一回、僕も詳しい数字とかデータをもとにして話しているわけではないので、一度その辺の効果があるかないかというのを検証いただいて、さほど効果がないのであればこのまま100%を目指したほうが良いという選択肢も十分あると思いますので、検証していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 樋口龍馬委員長

ここは確認させてもらいます。

決算常任委員会資料の部局別の中の33ページ中、2の(3)のところが先ほど言った防犯外灯の部分になってこようかと思えます。

平成29年度の新設外灯397灯、平成27年以降は新設については全てLEDになっている

と、これは理解できます。修繕なんですけれども、修繕にあわせてLEDに更新したものが、LEDに内訳されているのかということを確認させてください。

○ 後藤市民協働安全課主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

蛍光灯からLEDにかえたものが新設にカウントしてございます。修繕についても、内数LEDというふうになっておりますので、LED化を図ったものの数ということで計上しております。

○ 樋口龍馬委員長

LEDが壊れていて直したというわけじゃなくて、壊れたものを修繕するときにLEDに更新したでいいんですね。再度確認です。

○ 後藤市民協働安全課主幹

LEDが壊れて直したというものも一部含まれておりますが、委員長がおっしゃった内容でいいかと思えます。

○ 樋口龍馬委員長

これは資料の書き方だと思うんですけど、例えば平成27年だと5498灯の修繕があつて、5498灯の全てがLEDで修繕になっているわけですよ、書き振りとしては。見方によっては、LEDが壊れやすいかと見えてしまうこともあり得るので、修繕によって更新したものと、純粋な修繕を今後は分けて表記してもらったほうがいいのかというふうには、資料のつくり方だけで済んで、僕の認識に間違いがないかだけを最後、後藤主幹。

○ 後藤市民協働安全課主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

今ご指摘いただいたとおり、混同されてしまう可能性がある書き方でしたので、次回以降、今の趣旨を踏まえましてもう少しわかりやすい書き方に改善していきたいと思えます。

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと同ページで私も関連させてください。

防犯カメラの設置費なんですけれども、設置のほうも特に通学路を賄うものなんかについては比較的補助率も上げてやっているんですが、ここにきて結構私が地元の方から聞くのは、本当に危ないところにつけるのに通学路も何も関係ないだろうと。もう少し補助率を上げられないのかと割と言われるんですけど、ほかの委員の皆さんはどうかかわからんですけど、私のところには結構来るんですよ、防犯カメラの補助率が少し低いのではないかという、そういうお声って届いていますか、うちの地区だけですかね。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

現状ですと、委員長がおっしゃられたとおり、通学路が絡むものについては3分の2負担、それ以外については2分の1という中で申請はいろいろいただきますし、前年に翌年の予定というところでアンケートもしておる中で、直接もっと補助が出やんのかというふうなお叱りに近いようなご意見というところまでは私どもは思っておりません。一定——納得いただいておりますという認識不足だってお叱りを受けるかもわかりませんが——一定のご理解はいただいておりますものと原課としては思っております。

○ 樋口龍馬委員長

一番初めに補助が出始めてから、補助で設置したやつが壊れ始めているところもあるみたいで、そういったところについてもちょっと声はこれから上がってくると思いますので、対応できるようにしておいていただいたらそれで結構です。

他にございますでしょうか。

○ 豊田政典委員

中川委員の話、防犯外灯に少しだけ関連するんですけど、防犯外灯設置についての自治会の負担軽減ということで、もう3代前、4代前の課長ぐらいからずっと自治会の意見を伝えて、課長が変わったら引き継ぎしてねと言うているんですけど、されているかどうか知りませんが、自治会長が言うには、安全なまちづくりを行政の市民文化部の大事業として掲げるのであれば、また行政の大きな役割じゃないかと。せめて市道の外灯、安全確保は市が全部やるべきじゃないかというのが基本的な主張なんですけど、それをずっと議論

はしてもらっているとは思いますが、そこまでにいかないまでも、先ほどのE S C Oの話も一つの方法だと思うし、L E Dが次に更新が来る時期にまた多額の金、自治会の負担がふえるもので、せめてそれまでにはそういった方向も一つ総合的に、その間に技術の進歩もあるかもしれないですし、忘れずに検討を続けていただきたいということを意見を重ねておきます。

以上。

○ 樋口龍馬委員長

私、違う角度で市民の方から言われるのが、防犯外灯を自治会が入り口になっていることによって、自治会加入促進が図れる切り口になっていると。あんた引っ越してきた、その前の防犯外灯、じゃ、あんた自治会に入らんとことはあんたが管理するのやなどと言って、それで加入をしていただいているというケースも一部聞き及んでおりまして、全てをお任せするとなると、市民の権利やで、ごみ捨て場だって捨ててもええやないかとかという話になってくるもので、私はそこは武器にしている方がいるのでどうかなと、これは個人の意見でございます。

○ 小林博次委員

一言だけ。

市民協働安全の中で、防犯外灯のところで特に環境負荷の低減という問題提起がされている。環境負荷をさせることで防犯外灯を通常からL E Dにかえていくと、こういう路線なわけね。だったら環境都市やから、もっと早い速度で、外灯にとどまらず公共施設全般を見直していくべきではないのかなと、こういうことと、それから、文章が難しいんやわな。主要施策実績報告書の60ページの表記を見てみると、真ん中のほうに、特に環境負荷の低減、それから地域住民が負担する維持管理費に係る費用や手間の軽減を図るため、引き続き、補助対象をL E D防犯灯に限定しと書いてあるんやね。そうすると、最初に環境負荷の問題提起があつて、これに限定するのなら、別にこんなややこしいことを書かんでも、L E Dの費用の低減とかそういう問題提起でいいのと違うの。

ついでに出させてもらうけど、61ページ、ほかにもあるんやけど、とりあえずここで指摘すると、例えば市民協働ポータルサイト運營業務委託、それからコミュニティビジネスは多分今一般的な言葉になっている、その下のほうにプロボノ活動支援事業、それから地

域づくりマイスター養成事業、市民になじみがないと思うよね。だから、横文字を使うのはええけれども、何をやっている事業なんかというのを示してやらんとわかりにくい。だから、我々は当たり前を使う言葉でも、市民参加を前提にさまざまな事業を組んでいるわけやから、その辺がちょっとわかりにくいのはいかがかなと。例えば、プロボノ活動なら、企業の社会参加を問題提起しているわけやからその辺がどこかで入っておればいいんやけど、少しそういう用語の使い方というのは研究してもらった必要があるのと違うかなという要望を一緒にちゃっかりとつけておきます。

○ 樋口龍馬委員長

確かに、さっきのポータルサイトなんて、まなぼうや通信とかですよ。まなぼうや通信のホームページでしょう、要は。違うんですか。

○ 後藤市民協働安全課主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

市民協働のポータルサイトでツナガルよっかいちというのを、市民活動団体の方に投稿いただいたり、イベント情報を載せたりということで、市民協働促進計画に基づく事業として市民協働安全課で管理しております。

○ 樋口龍馬委員長

確かに小林委員が言われるように、そうやって説明を受けたほうがわかりやすいので、そこについては、部長、考えていただけますか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

小林委員がおっしゃられたのは、私、4月に来て、これどういう意味やというのをたくさん聞くところがありますので、私がいまいちわからないということは市民の方、おわかりの方もありますが当然おわかりにならない方が多いと思いますので、可能な限りでわかりやすい説明に努めたいと、このように思っております。

○ 樋口龍馬委員長

確認させていただきます。

これより先にまだ質疑があるという方、挙手をお願いいたします。

3人。

ボリュームはどの程度ですか、豊田政典委員はどれくらいですか。30分くらいですか。

○ 豊田政典委員

15分くらい。

○ 樋口龍馬委員長

平野副委員長は。

○ 平野貴之副委員長

5分。

○ 中川雅晶委員

すぐ終わります。

○ 樋口龍馬委員長

じゃ、中川委員と平野副委員長の質問だけやっちゃって、15分ですか。そうすると、お昼をちょっと押し込んでもここを目指していくかというところなんですけど、午前中を。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

じゃ、いかせていただきたいと思います。いきなはれの声をあれして。

○ 中川雅晶委員

防犯外灯のところの課題というところで、もう一つ。

例えば、あんまり住民が住んでいないところ、地区と地区の境目であったりとか、通学路としては使っているんやけれども、なかなか厳しいところ、ミルクロードから桜地区におりてくるところの県道に自治会の防犯外灯——本当は県の道路管理者がって思うんです

けど、県はなかなか、そこはもう設置対象ではないということで――防犯外灯を立てておられたんですけれども、その維持に関して、例えばポールをつけての防犯外灯なので、もし倒れた場合に損害賠償の責任は自治会に出てきたりとか、いろんな形で自治会としても管理が困まる、負担をしなければいけない。でも、ある一定使う、高校生であったりとか市民がいないわけではないというところで、非常に悩ましいところで、使っていたので実は、LEDの電球が消えていたりするのを再度もう一回つけてもらったとかということがありましたので、そういう地区と地区の間であったりとか、通学、特に高校の通学なんかは、小中学校というか、特に中学校の通学路なんかは比較的自治会の中で配慮してもらう部分があるんですけど、高校は少し見落とされたりという部分もあつたりとかすると、その辺の部分を目くばせという部分も、やっぱりそれは市もほうで調整しないとなかなか難しいというという部分があるので、あんまり自治会に、先ほどの委員長の話じゃないけど、自治会の会員のためにしてしまうと、そこに余り人がいないとあってなる場合に非常に防犯上の課題が出てくるのかなと思うんですけれども、その辺の課題も含めてぜひ検討いただきたいと思うんですが、その辺はどういうふうに調整されているのか伺います。

○ 樋口龍馬委員長

近隣に住居がない場合の歩行者のある道路についてということで。

○ 後藤市民協働安全課主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

具体例といたしまして、桜地区におきまして、桜地区から水沢地区に抜ける道で桜運動施設をつくったときの経緯の中で外灯がついたという事例について、こちらでも内容を把握してございます。

現実問題としましては、最終的に桜地区連合自治会、桜地区市民センター、四日市西高校と協議を重ねまして、連合自治会に負担をお願いする形で球がえについては行っていたという事実がございます。地区としても最終的に桜地区のお子さん、主には四日市西高校に通学される生徒ということでしたけれども、たくさん通われるというところで、ご負担をいただいたということでございます。

ただ、今後、他地区にもたくさん生徒が通っているということだと、学校も意識は持っていていてというふうにお聞きしておりますので、地区市民センター、私ども市

民協働安全課、地区と協議を進めながら、また、生徒の通学路の安全確保という観点で県立高校である四日市西高校とも話をしながら、進めていきたいというふうに思っております。

今回の事案のような場合は、関係するところが集まって協議をしてというふうにしておりますので、確かに単位の自治会で、そこに住んでいる方にご負担いただくということではなかなか難しいという協議の中で、連合自治会として桜地区全体の問題として一定の費用を出すというふうな結論に至ったというふうにお聞きしております。

○ 中川雅晶委員

他の地区においてもそういうことが発生していたりとか、これから発生する可能性があったりとかするので、ぜひ配慮いただくように調整役になっていただくようお願いいたします。

以上です。

○ 豊田政典委員

まず会派からの短い質問なので、短く教えてください。

主要施策実績報告書39ページの市民生活課の相談受け付け件数、目標が3800件以上となっている。多いほどいいような目標になっているけど、これはおかしいんじゃないか。少ないほどいいんじゃないかという意見なんですけど、考え方、もしくは修正の余地があればそれで結構ですので教えてください。

○ 樋口龍馬委員長

どなたが答弁されますか。

○ 岡村市民生活課市民・消費生活相談室長

市民・消費生活相談室長の岡村でございます。

こちらの目標につきましては、前年値という形で目標のほうを置かさせているというのが実態でございます。実績自体は4102件と、去年よりも大分ふえたというところがございます。ふえている分につきましては、やはりいろいろなご相談を受ける際に私どもの相談員の方がそれぞれ解決できるようにお話をさせていただいておる。確かに目標自体が多い

方がいいのか、少ない方がいいのかというところは少し考えないといけないかなと思っておるところでございますので、今後、ちょっと来年以降はこちらのほうの数値につきましては検討していきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

市民の困り事相談なので少ないほうが社会的にはいいと思います。

もう一個は簡単に。ファミリー音楽コンクールについて、ずっと議会でも去年も議論があったようですけれども、平成29年度、賞金を変更したんですよね。その効果というか、影響があるかないのか、それだけ教えてください。

○ 岡本文化振興課参事兼課長

文化振興課、岡本でございます。

昨年度、グランプリの賞金を100万円から50万円に変更させていただきました。その結果、特に応募者数の減少も7件減少しただけでほとんど減っておりませんし、特に影響はなかったと判断しております。

○ 豊田政典委員

わかりました。

じゃ、三つ目、これ、ちょっと私のやつでは長いんですけど、長目のやつね……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

関連ですね。

○ 小川政人委員

7件減って影響がなかったって、ほとんど影響なかったって全体でどれぐらいの応募があって7件減ったのか。

○ 岡本文化振興課参事兼課長

申しわけございませんでした。

平成28年度、60件の応募があったところ、平成29年度は53件に、7件減少したということです。

○ 小川政人委員

1割減少した……。そういう考え方。

○ 樋口龍馬委員長

1割減少は影響なしというふうに考えるのか。

○ 岡本文化振興課参事兼課長

応募者数につきましては影響はございませんでしたが、そのうち41件が新しく初めて応募された方ですので、全国へこの音楽コンクールが広まりつつあるというふうに判断しております。

○ 小川政人委員

ちょっと無理な解釈と違うか、それ。応募者数が1割も減っているのに、ことしどうなるかようわからんけど、そんな分析でええのかな。これ以上は言いません。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

豊田政典委員、続けてください。

○ 豊田政典委員

じゃ、最後の。

市民協働安全課の決算の概要というのをつくっていただいてありがとうございました。この課は恐らくというか、五、六年前でしたっけ、議会で年度をまたいで市民協働促進条例というのをやって、それを受ける形で市民協働促進計画というのをつくってもらった。それを主体的に、一番中心にやられる課として独立した課ですよ。

平成29年度の取り組みで、その名のとおりで市民協働を促進していこう、受け皿というか、市の仕事を協働もしくはかわりにやってくれる団体として市民活動団体を育成していくということなんですけれども、1年の振り返りとしてどこまでできたかというのがよくわからなくて、私もその後詳しく追っかけていなかったので申しわけないんですけど、本冊資料というか、部局別というやつの方を見てもごく一部です、資料に出ていくのは少なくとも。市民協働、つまり市役所がやっていた仕事を、公でやっていたのを、市民とともに、あるいは市民が委託という形で皆で社会全体で担っていこうという考え方だと思うけど、ごくごく少ないのしか載っていない。しかも内容は市民文化部の仕事なのか、あるいは提案があった新規事業なのか、新しい公という考え方の市民協働というのが、資料を見るかぎり進んでいるのかどうか全くわからない。5ページの課題とか方針で、よりさまざまな事業を協働として促進していったり、市役所の中でも部局間に横串を刺せるような意識の醸成を図っていく。まだまだ緒についたばかりというか、進んでいないような表現なんですけど、このあたりはどうなんですかね。できれば決算だったので、もっと詳しいのが欲しかったし、このあたりのことを改めてお答えいただいて、もう一度聞かせていただくとおもうので。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

市民協働安全課、中根でございます。

委員、ご紹介ありましたけれども、市民協働促進計画というところで、基本方針を大きく四つ立てて、意識づくりと人材育成、もう一つについては情報発信と共有、また市民活動団体の育成強化、市民活動の活性化というところで、この目標を立てる中で、基本方針をもとに32の取り組みを中期、短期で着々と進めていくというところで、1年を振り返って仕事をさせていただいていましたが、その中では市民活動団体同士の連携強化という部分であるとか、先ほどプロボノというお話もありましたが、企業と市民活動団体の連携強化というところが平成28年度に比べ進捗が図られたということでございますが、私の思いとしてはまだまだ取り組みは進んでいない、目に見えた活動というか効果というのはこれから徐々に出てくるものかなというところで思っておるところです。

それから、横串というところでございますが、提案事業としまして空き家の増加問題というところで、昨年度取り組まれたものがことしになりましてさらに深く議論を深めるというところで、各関係課、生活環境課であったり建築指導課、都市計画課というところを

含めまして、その課ができること、可能なことの引き出しを私どもが図りまして、関係各課と横串を刺していると。まだまだ、そういった部分で本来の目標までは達していないところですが、これから着実に進めてまいりたい。ちょっと説明になっていないかも知れませんが、私の思いとしてそういうところでございます。

○ 豊田政典委員

短期、中期の計画があってというところは、今後さらに成果が出てくるのではないかと、このことを私なりに推測すると、今まで仕掛けをしてきたと、協働が進むための。それが今年度、来年度あたりで成果が出てくるのではないかと、このことを言われてんのかなと思いました。

それから、もう一個の横串の話は、これも推測ですけど、市民文化部の範疇にとどまっているのを、これからは全庁的に協働意識を醸成して、このことを今まさに進めようとしているんだと。上手に言えば。そんな解釈でいいんですか。

○ 樋口龍馬委員長

解釈はそれでいいですか、中根課長。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

それでよしということですか。

○ 豊田政典委員

時間制限があるのでここまでにしますが、本当はもっと深掘りしたいテーマでした。ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

関連ですね。

○ 小林博次委員

市民協働で問題提起したのは、我々が生きていく上で、昔は兄弟とかいっぱいおったから助け合いができたけど今なかなかできないので、小さな身近な問題を取り上げてボランティア活動をしてもらう、こういうことを行政が支える、だから官制の、ほかの部署でおまえこれやれよという発想もええんやけど、それと違って市民にどんなことが必要なのという、そういう呼びかけをやって運動化していただく、そのために活動資金として基金をつくる。だから基金はまだできていないと思うけど、そういうふうな受け皿の整備をとりあえずきちっとしてもらって、ほかの課でもやれることがあったらそれはそれでいいことやから続けてもらいたいけど、ちょっと不足する分については補強しておいてください。

○ 樋口龍馬委員長

意見で。

○ 平野貴之副委員長

主要施策実績報告書の64ページに、三浜文化会館の利用状況が書かれていますが、初めて1年間稼働させてみて、利用率とか利用人数というのは当初の見込みよりどうだったのかという、そういう所感をまずお願いします。

○ 岡本文化振興課参事兼課長

文化振興課、岡本でございます。

徐々に三浜文化会館の利用率は右肩上がりに上昇しております。見込みとしては、大体平成29年度8万件ぐらいの利用があるということで推測しております、平成30年度はほぼそのように推移をしていると思っております。

以上です。

○ 平野貴之副委員長

場所が中心から離れているというのがありますが、結構利用率は高いのかなと思っています。ただ、やっぱり最近、ライフスタイルが多様化してきているいろんな活動も多様化していて、例えば早朝の時間帯に活動するようなそんな活動もあると思うんですが、開館時間をもっと広げてほしいとかそういった声というのはありましたか。

○ 岡本文化振興課参事兼課長

三浜文化会館は運営協議会を年4回開いておりますけれども、その中では早朝にというご意見はございませんし、窓口でも今のところ早朝のご意見は聞いたことはございません。以上です。

○ 平野貴之副委員長

実際に市内ではそういった活動をされている方は、今はホテルとかそういうところで活動されているということなのですが、例えばそういう人たちが使うとなれば、全館オープンしないにしても一部をそういった早朝の時間に当てていくということは、隙間時間というかそういうのをちょっとしたニーズを捉えて、利用率をちょっとでも上げることになるのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○ 岡本文化振興課参事兼課長

文化振興課、岡本でございます。

今、利用したいというご意見がほとんど届いておりませんが、今後またそういったご意見がございましたら参考にさせていただいて臨機応変に対応できるよう、ちょっと人件費等々の費用対効果もございますが、検討していくことはできるかと思えます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

平野副委員長、よろしいですか。

○ 平野貴之副委員長

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと私も最後に確認させてください。

市民文化部所管の、例えば地区市民センター、文化会館、つり天井崩落対策もありました。耐震化は全て完了していますか、確認です。

○ 山下市民文化部長

耐震化は全て確認しています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、ただいま質疑を繰り返してまいりました項につきまして審査を行いたいと思います。

審査に入る前に、議員間討議についての取り扱いを確認させていただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

中川委員が扱われていた部分、小林委員も豊田委員も多く発言をされていたところがありますが提案ありますか。あれを議員間討議として扱うかどうか、中川委員。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

小林委員、ご提案をいただければ。

あれは項目でいうと何になるんですしたっけ。

項目名でいうと。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

コミュニティ活動費の部分ということで。

皆さんが、委員会中に質疑の中で発言された意見等を集約して、議員間討議がなされた

という形でもよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

そのことについて、改めて意見としてこの議員間討議の場所に出しておきたいという意見があれば集めたいと思いますが、ございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、質疑の中で行われたやりとりについて議員間討議としてまとめさせていただきたいというふうに思います。

討論ございます方、おみえになりますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

討論なしと認めます。

それではただいまより、決算認定の採決に入りたいと思います。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第1目一般管理費中関係部分、第4目文書広報費中関係部分、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費中関係部分、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第21目諸費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費中関係部分、第3目の公民館費中関係部分についての決算の認定を行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

異議なしと認めます。よって、本件決算は認定されました。

お疲れさまでございました。

全体会に送るべき事項につきまして、ご提案はございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第1目一般管理費中関係部分、第4目文書広報費中関係部分、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費中関係部分、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第21目諸費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費中関係部分、第3目公民館費中関係部分について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 樋口龍馬委員長

では、午前中の会議をこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後はあさけプラザですとか、男女共同参画課の決算認定の審査になります。

再開時間はどうしましょう。1時30分にしておきますか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

1時30分再開でお願いいたします。お疲れさまでした。

12:20休憩

○ 樋口龍馬委員長

それでは説明からお願いをいたします。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

男女共同参画課、中村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、追加資料の説明をいたします。

資料のほうですけれども、04産業生活常任委員会、13平成30年8月定例月議会06—01、市民文化部（決算分科会資料）、こちらの中の16ページ、17ページをお願いいたします。

小林委員のほうから、市役所における女性職員の登用についてということで、資料の請求をいただきました。そのご説明をさせていただきます。

市役所における女性職員の登用については、管理職に占める女性職員の割合を数値として、目標を立てて取り組んでおります。

（1）の①では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律——女性活躍推進法と以下呼ばせていただきますけれども——そこに基きまして。四日市市特定事業主行動計画において、それから、②のほうでは男女共同参画プランよっかいちにおいて、いずれも平成32年4月時点で管理職に占める女性の割合を25%とする数値目標を立てて取り組んでいます。

①につきましては、法に基き、女性職員の割合や、管理職に占める女性職員の割合等を毎年1回公表しております。それから、2番につきましては、男女共同参画プランよっかいちの進捗状況の報告を毎年していただきまして、男女共同参画審議会のほうで評価を受けております。

次、（2）でございます。女性管理職の割合の推移を見ますと、平成26年度から平成28年度については上昇傾向でありました。ところが、平成29年度、平成30年度とちょっと減少傾向になっております。これは、管理職への昇任者よりも退職者のほうが多くなってしまったことによります。

管理職への登用は、男性、女性に限らず、資質や能力等を考慮しているところですが、けれども、現在のところ、管理職への昇任候補となる女性職員が少ない状況にあるため、女性管理職の割合もなかなか増加するのは難しい状況にあります。

(3) をごらんください。各役職段階に占める女性の構成比をあらわしました。

こちらでは、係長職でほぼ男女の比率が半数、一般職では女性職員のほうが多い状況となっております。この表を見ますと、今後、時間はかかりますけれども、徐々に女性管理職の候補者もふえ、割合も改善されてくるのではないかと予想されております。

(4) の取り組み状況でございます。

現在、女性職員が幅広くいろんな経験を積むことが大切ということで、職務経験を積んで能力向上につながるように、女性職員の職域の拡大を図っております。この表を見ていただきますと、その結果、平成26年度、女性が配属されていない所属が36か所でありましたけれども、平成30年度には26か所となりました。今後も、でき得る限り職域の拡大には努めていきたいということです。

それから、次の女性職員の資質向上のため、地方自治体の女性職員を対象とした研修に、30代前半の一般職員を派遣しております。こちらは、職員研修所のほうで派遣をしております。

それから、階層別研修というのがあるんですけども、新規採用職員、新任係長級、新任課長補佐級、新任課長級、それから年齢別研修というものがございますが、こちらの中で、政策方針決定などのあらゆる過程で男女が平等な構成員として参画することが必要であるなど、職員向けにも男女共同参画の啓発に努めております。

それと、最後に、四日市市トレーナー制度というものがございまして、育休等長期休暇を取得している職員に対して、休暇中の職場の業務に関する最新情報を提供したり、休暇終了後に円滑な職場復帰や職務遂行ができるように指導、助言をしております。職場全体で復帰を支援しております。

資料につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○ 樋口龍馬委員長

ただいま議題として扱っている部分についての追加資料は以上でございますので、資料請求をなされました小林委員のほうから、質問をまず受け付けたいと思います。

○ 小林博次委員

資料はつくっていただいてありがとうございます。

この数字ということもあるんですけど、これは、皆さんが実態をどのぐらいつかんでいる

のかなというので、資料を出してというお願いをしたわけね。

問題は、女性を訓練してあげて、男女の差なく管理職とか能力を発揮できる場所に配属ができるということをきちっとやらんとあかんと思うんやけど、実際にはやっぱり数値目標を掲げて追い込んでいかないと、こんなのいつまでたっても状態を見ておったら、管理職に登用する能力があるようには思えませんって言えばそれだけのことやから、それやったら差別が固定化してしまうだけで、だから、そういう格好と違って、一遍やってみやなわからんわけやない。やらんと能力なんて評価できへんのやから。だから、そういう訓練をしてやらんとあかんのに、例えば政策推進監なんかほとんど男ばかりと違うの、政策推進監。

だから、例えば半分ぐらいは女性にかえるだとか、やっぱりちょっと努力せんとなかなか難しいと思うんやけど、そのあたりは感想を含めて答えを下さい。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

中村でございます。

政策推進監は昨年度、2名が女性でございました。今年度は、推進監のうち3名が女性になっております。

確かに推進監という職務は、委員おっしゃられるように、部の業務、いろいろ知ることできますし、実際にかかわることもできるので訓練になるかと思うんですけども——そのあたりは人事課のほうにもこちらのほうから働きかけは行いますけれども——なかなか人事の権限がこちらにはないものですから、そのところはちょっとご理解いただきたいなと思っております。

○ 樋口龍馬委員長

それを言ったら、市民生活課に介入する権限もないみたいなものなんですから、いかに男女共同参画という視点で申し入れをしていくかという立場でなければいけない人が……。確かに人事権がないのは知っていますよ、私たちも。

なので、これはあくまで人事に介入する話じゃなくて、小林委員の言われているのは、まず、自分たちが範を示すためにどういった取り組みをしていくんだということを問うているわけであって、ちょっと今の答弁はもう少し違う形にしてもらったほうがいいのかなというふうに私は思うんですが。

○ 山下市民文化部長

確かに人事権というよりも、当然、うちが男女共同参画課でいろんなところの管理職の登用というのを企業にも働きかけているわけですから、当たり前のおり、私どもも、人事課のほうにも当然働きかけやなあかんということはございます。

それと、やはり私ども、一般職の女性の方というのは、もともと入った比率が非常に割的に半々で入っていない状況が過去、最近は大分半々に近くなってきたということでございますが、ただ、よく人事なんかの話をするんですが、例えば看護師とか保育士なんかは割的には当然多い割合ですので、そういった方も含めて管理職というようなところというのは、これからどんどん上げていってもらってもいいのではないかなというふうに思っていますので、その辺のことについてはしっかり一般職も含めて、看護職、保育職、技術職もそうですが、そういったところをしっかりと人事課と詰めていって、できる限り上がっていくような形に持っていきたいなというふうには思っております。

○ 小林博次委員

それはそう願いたいんやけど、数値目標を掲げて、年次的にやっぱり消化していくというやり方をしないと、なかなか絵に描いた餅になる。だから、数値目標を全庁的に理解してもらおうというのが一つの階段を上がっていくための方法なんやわね。ただ、役職になることが目的とか、そんなふうには個人的には思っていないんやけど、男女の差別がなくなる、こういうことでもっとほかのこともいろいろあるんやけど、だから、そういう視点であなたのところは問題提起してほしいわけやね。

とりあえずは数字で示してもらって悪くなっておるやつは言い訳せんと、やっぱり改善する指標をきちっと出して、2人とか3人とかそんな単位でもええし、普通やったら職員採用の問題までもし触れることができるなら、ペーパーテストで最も優秀なのは女性群なんやわな。ほとんど女性が採用されておるはずなんやけど、どういふかげんか半分くらいが男の人に入れかわる。そこら辺はあんた方、怒っていかなあかんよな。大体。おかしいやろって。

この職場は、事務能力は男性よりどっちかというとな女性のほうがすぐれているのと違うかなと。辛抱強いし、別の言葉で言えば、かなりしぶとさがあるわけやし。

だから、全体を見渡して少しでも対等にいけるよう、できれば市役所の中に、なおかつ

男女という表記しておるけど、明らかに差別用語やからできるだけ早い期間に撤廃する。男とか女とかいう表記はもうやめる。こういうことを、これ、欧米でもとっくの昔にやっておるわけ。日本の中だけだよ、残っておるのは。

社会の仕組みの中でも際立って残っているのが日本社会で、やっぱり一番主導的役割を果たす市役所やから、そこら辺をちょっと自覚してもらって、対応してほしいなということ要望して、質問を終わります。

○ 樋口龍馬委員長

性差にかかわらないパーソナリティという部分で判断できていくような基準を設けていかなきゃいけないと思うんですよね。ただ、今はまだ、性差による特性がどちらに向いているかというところに、どうしても固執してしまいがちだと思うです。女性目線が必要だから、こういうところに女性を入れようとか。そこを解消して、もっとユニバーサルな社会にしていくためにどうすればいいんだということは、私のほうからも検討するようお願いをしておきたいと思います。

平野副委員長、何か手を挙げそうだった。

○ 平野貴之副委員長

この資料を見せていただくと、係長がもうすぐ半分ぐらいの男女比ということで、その下の取り組み状況として、まず、若い、若手の女性職員の人たちを、幅広い経験を積ませて能力を向上させていって、将来的にというのを考えていらっしゃるように見受けました。

それに対して、今、小林委員は具体的な数値を掲げて、それに登用していくという感じのクォーター制のような形の提案をされていましたが、これはどちらのほうに適しているというか、その所感をちょっとお願いします。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

大変難しいご質問かなとは思いますが、例えば若いころからいろんな職場で、いろんな仕事を体験することで、今、それこそ係長級以下の職員は若いころから経験を積んでいると思うんですが——これは私見で申しわけございませんが——私たちが入ったころはまだ、男性のほうはずっと職員は多かったですし、どちらかというと庶務とかそういうものが女性の仕事、庶務や、それから地区市民センター等の窓口の業務とか、実

務的なところが女性職員の職場というような状況でした。

ですので、年を、経験を重ねてくるんですけれども、割とそういうところに配属されていることが多くて、若いころに余り経験、いろんな仕事を経験していなかったように感じます。

ですので、今、こうやって取り組み状況にもお示ししましたとおり、いろんな職場に女性が入っていくことで、若いころから経験を積むことで資質も向上しますし、意欲も湧いてくるというふうに考えておりますので、時間はかかるのかなとは思いますが、女性の意識、それから周りの意識も変わってくるんじゃないかなと思っていますので、両方必要かなとは本当に思います。

○ 平野貴之副委員長

ご答弁の大半は、長い時間を費やしていった経験を積ませていった、それで徐々に数字を上げていくというお話やったと思います。確かにこれはもう確実なやり方で時間はかかるけれども、どんどんと数字は上がっていくんだろうなと思うんですが、最後だけ目標を掲げてというのも、それも重要というふうにおっしゃったんですが、こちらは役所が初めにやって、それで民間企業に範を示すという樋口委員長のおっしゃったようなやり方やと思うんですが。

これは重要だけでもやるんですか、やらないんですか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

数値目標というか、目標は必ず必要やとは思いますが、ちょっと私、人事課とも相談しながら、取り組めるところから取り組んでいきたいなと思っています。

○ 平野貴之副委員長

最後にちょっと確認なんですけど、そういうふうに人事課に働きかけたときに、人事課の反応というのはどういう感じなんですか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

今回の資料請求をいただきましたので、人事課ともちょっとお話もさせていただきました。

今、現在、例えば育休とか介護休で長期で休まれる女性職員——今のところはまだ男性職員よりは女性職員のほうが、育休で休まれる職員は多いんですけれども——育休や産休、それから介護休をとったからといって、男女でその後の任用に差があるわけではないというの聞いておりますので、休んだ時間は例えば研修とか、そういう段階的に研修を受けていかなきゃいけないようになっておりますので、その時期に当たるとちょっとおくれたりすることはあっても、男女に任用の差はないというふうに確認しておりますので。なかなか難しい。済みません。

○ 樋口龍馬委員長

山下部長、補足を。

○ 山下市民文化部長

四日市市役所の勤務体系といいますか職種体系というのは、基本的には、例えば一般職というのは、課長、部長までずっと上がっていくということが基本的なんですね。ところが、例えば保育士とか看護師なんかは、そういう職種というのはもう、その人数の割に比率的に少ないということがあって、どうしても役職、そういうのをつくっていくのは、給料をこういうふうに上げてとか、役職をつくっていく限りは、事務職だけでその率にするというのはなかなか難しいし、25%を達成しようと思うと、その辺の職を、やっぱり人事課と私どもも真剣に体系を考えないと、今の体系でそのまま上げていけばできますというようなものではないというふうに私は思っていますので、その辺は、人事課と事務、その役職、いわゆる職種との、役職との関係も含めて十分議論をしたいなというふうに思っています。

○ 平野貴之副委員長

その数字だけを上げるために役職つくるというのも何か。

○ 樋口龍馬委員長

そういうことは言っていない。

○ 平野貴之副委員長

そういうわけにはいかないということですね。

とりあえず力強い教えを、またお願いします。

○ 樋口龍馬委員長

今、部長言われたみたいに、女性の管理職をふやすために役職をふやすというのはナンセンスだと思いますし、それより、今、能力はあるのに管理職になれないハードルは何なんだって、そのバリアを取り除いていくような機構構造の改革こそが求められている、そのために、じゃ、男女共同参画課としてどんな答申をしていくのかということのほうがより大切だというふうに私は思っているんですけど、この考え方というのは間違っていますかね。

○ 山下市民文化部長

基本的にこの職種はここまでしか行けやんとか、そういう話ではなくて、職種の中でも管理職といいますか、そういった力のある人というのは、どんどん役職が上がって行って管理職として、職種の中の人らをまとめるということになれば、やはり皆さんそういうとこまで行くということになればやる気も出てくると思いますが、ここで課長補佐級でとまってしまふんだというようなところの職種だと、もっと切磋琢磨しようというようなことがないので、やはりその辺を事務職は部長まで上がれるけど看護職やったら部長ってなかなか上がれやんと、そんな話ではなくて、できる人間はそうでなく力を持って上がってって、いろんな提案もできるような形を持ってくべきだというふうに思いますので、そういったことで、できる人間を上げていくような、職種に関係なしに上がるようなシステムというのを考えていく必要があるだろうなというふうには思います。

○ 樋口龍馬委員長

了解しました。

○ 豊田政典委員

最後の部長のところがよくわかりませんが、16ページの実態をきちんと把握するとすれば、部長が2回ぐらい言われたように、例えば看護職、保育職は別に集計表を出してもらわないと、わからないわけですよ。やはり、ばくっとイメージするのは事務職なので、ま

だ技術職は男の子のほうが圧倒的に多ければ、別の実態を出してもらわないと、議論が始まらないんだよね。そういう集計もしながら、今度からそういうのを出してもらって議論したいなと思います。

○ 小林博次委員

感覚的に、能力があると上がるみたいな雰囲気でも聞こえたんやけど、能力ってどんな能力の話かちょっとようわからんけど、一般的なここの、入試に耐えて訓練された人たちなら全員能力あると見ておるのやけど、だから、男が多くて女の人の方がぽつんとしかおらんという職場であっても、やっぱり登用する、それを男の人が受け入れるという社会が男女共同参画社会なもんで。だから、あんまり上下をつけて何かどうたらこうたらって、そんな話と違って、そういう問題提起をしたほうがいいと思うんやわ。こういう職場というか、事務職の多い職場は、男よりもむしろ女性職員がたくさん登用されて、登用するためには階段を上がっている人がたくさんあるという姿が、見てもらうのが一番ええ。

これ、何を言うているかという、だんだん社会で人が少なくなって、三重県なんか、四日市はそんなにひどいことはないけど、中南勢なんかはほとんど東京へ行くわけやない。東京とか6大都市へ行ってしまうわけ。何でって働く場所がない。だけど、ここはこんな場所があるなら、たくさん登用して採用してあげれば、女性はここに残ることが可能なわけやね。

そうすると、ここに残っている男の人が結婚相手も見つかるわけですよ。変な話すると。だから、そんなような役割なんかも社会的な要求としてはあるはずやから、そんなことなんかも加味して、もっと広い大きい範囲で試験して階段を上げていって、そんなこともあるけれども、そんなことだけとは違って、一般的な能力はもう十分持っているわけやから、能力に合うだけの金も出しているわけやから、責任あるポストについてやれるかどうか、その辺だけ訓練してあげればいけると思うよ。

そういう訓練が今ないから、女の人が役職につくと退職してしまったり、耐えられんようになって、その辺、個人的にはそんな話をしているわけで、それを酌み取っていただいて何か生かしてやらな。だから、人事課と相談してとか、そんなとろくさいことしてもらわんでも、わざわざ課があるわけやから、課として、これ、課は部の中にあるわけやで、だから、部の中であなた方が提案したやつをそこで意思確認して、こんなことを決めましたということを申し入れする。相談なんか要らん、申し入れすればええ。そのくらいの権

限を持っているはずなので、だから、あなた方が自信を持って自分の課の中できちんと整理して、それを部の中で意思確認して問題提起する、こういうことで情報発信してもらおうと、我々もわかりやすい。

看護師や保育士や、そういうあたりも含めてというお話であれば、それはそれで、エリアの状態を示せばええわけやね。男の人は入っていないわけやから、女の人ばかりなので、それを含めてどうかという計算をされるとちょっとややこしくなるけど、資料として出すというふうなら出してもらったらいいと思うんやけど。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

これは、各委員同士で意見もちょっと分かれるところもあるのかなと思うんですけど。

○ 中川雅晶委員

この数字を見させていただくと、係長クラスはもう、先ほどおっしゃったように半分近くになって、課長補佐、課長級に上がっていくとこれは差がついてくるというところが、医学部の、この間、恣意的に男性のほうを優遇していたんじゃないかなという構図とよく似ているというふうになるところがちょっと課題なのかなって僕は思うんですけど、例えば育休であったりとか長時間労働であったりとか、そういうところに対応できるように、課長職以上がどうしても、同じ能力やったら課長を男に任用しているとかということが、やっぱりこれからなくしていかなきゃいけないというところが今後の課題かなって思いますので、本当に小林委員がおっしゃったように、女性の方のほうが能力で言えば優秀な方が多いのかなって肌感覚でみんな感じていると思うんですけど、ぜひそういうところへ、例えば庁内調整会議の中でどれだけそういうことを、やっぱり意思決定者というか人事課とちょろちょろ話しているわけじゃなくて、わざわざ男女共同参画課の中には庁内調整会議というのがあるので、そこでどれだけのことを言っておられるのかというところはお聞きしたいなと思います。どうでしょう。

○ 樋口龍馬委員長

これ、ちょっと資料のつくり方のまずさもあると思うんですけど、だって、要は今、係長が課長補佐になるために何年かかるのかあれなんですけど、何年か前の係長の男女比率が

わからないと、今の中川委員の発言の内容というのは根底が変わってしまいますので、資料の作り方がどうなっているのか、ずっと通例的に係長級については半分程度になっていたものが、ふるい落とされて33%まで下がってしまうものなのか、実は課長補佐が係長の時代には3割程度だったものなのかというのが見えないので、そのあたりも含めてちょっと、今の中川委員の質問に対して答弁いただけますか。

○ 山下市民文化部長

確かにこれ、全職員の構成比ですので、一般職で例えば係長をしておった人が、3年後、4年後に補佐になって課長になっているというような形の推計ではないので、それが男女比が一般職であるのかないのかというと、この表だけではちょっとわからないので、もう少しそれはきちんと作り直さないと、正確に、本当に差があるのかというのがわからないというのが今のところです。

これはちょっと人事と、どこまでそういうのが出せるのかを含めて、そういった表の分析はせなあかんなかというふうには思います。

○ 樋口龍馬委員長

中川委員、続けていただいてもいいですか。

○ 中川雅晶委員

こういう男女共同参画という議論からもう大分——男女雇用機会均等法ができて、昭和58年やったか昭和59年やったかももう忘れちゃったけれども——もうかなりの年月がたっていて、一般職の比率も女性のほうが多い——だけで見ればですね——というところで、もうそろそろ均等化されて、この辺も、今、言ったクォーターの25%の目標ぐらいはもうクリアはとっくにされていて全然おかしくないということを前提にしなければやっぱりならないと私は思います。

だから、やっぱりおくられているのはおくられているんですよ。その認識のもとでやっぱり庁内調整会議の中で、先ほども副委員長がおっしゃったように、クォーター制度にするとしたら、またそれはいろんな課題があるんですけど、自然とそういうことになっていくということがいいのかなと思うし、能力的に見ても別に、そんなに、逆に言ったら女性の方のほうが能力が高いというふうに係長クラスでもって思うし、同じ課長補佐でも女性の

方のほうが優秀なのかなって私たちはそう感じるのですが、私は個人的にはそう思うことが多々ありますので。

となると、能力の問題ではないということになってくると、そういう構図もあるんなら、そこをやっぱり打破していかなきゃいけないんじゃないですかというところを言っているだけの話で、そのためには庁内調整会議というのがあって、人事課とかというだけの話ではなくて、やっぱりその中でしっかりとと言う義務、責務があるんじゃないですかと言っている。そこに、じゃ、どういうふうに庁内調整会議で何回開かれて、どういうことをちゃんと意見されているのかどうか、じゃないと、市民文化部の中にある男女共同参画課の意義はないのかなと思いますので、その辺はどうですか聞いています。

○ 樋口龍馬委員長

どなたが答弁されますか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

直接的に人事、女性登用にかかわるかどうかはわかりませんが、庁内調整会議の場でも、例えばワーク・ライフ・バランス、それから職員の育休取得の推進についてということで、人事課のほうでは、子育てハンドブックを改訂したりして、男性も女性も育休、育児休業を取得しやすいように、所属長も対象の職員からヒアリングをした上で、育児休業の計画書をつくって、それに基づいて所属長もヒアリングをするというようなことで、調整会議の場でもそのような話は出ております。

直接、女性職員の登用ということではありませんけれども、ワーク・ライフ・バランスという意味で、女性にとって働きやすい職場、例えば育児休業でキャリアを途絶えさせなくて、ちょっとお休みをしてもまた継続していけるというような、そういうことを支援するために、子育てハンドブックというのをつくって、各所属長や、それから対象者に配布したりしております。

女性にとって、どうしても育児とかは避けて通れないところ——男性も同じですけども——ですので、女性にとって働きやすい職場づくりというのは、男性にも同様働きやすいところですし、今後、介護とかも予想されることもありますので、そういうことで仕事とうまく両立させて、スキルへのノウハウとか継続的に仕事していける、意欲を持ってやっていけるような、そういう働きかけをするということで、庁内調整会議でもお話しさせ

てもらっています。

○ 中川雅晶委員

ワーク・ライフ・バランスも、育休とか働きやすい環境づくりというのも、そうすると大切ですけど、でも、直接やっぱりこういう実態であるということを書いていく。きっちりと意思決定者に現状を把握してもらって、どこが課題なのかって——その課題のためには育休の問題とかということはあるとは思いますが——そこをもっと書いていただくということが大切な、ここのせっかく掲げられているのであれば、そういうところが大切かなと。じゃないと、民間企業に対して、それはなかなか説得力がないでしょう、足元が。いやいや、民間企業やと言われても、おたく、市役所がこんな実態でどうやってうちに言えるんですかと、民間企業のほうが高いところだってあるかもしれないですね。

それは、だから、庁内は庁内、足元としてしっかりと、やっぱりここの庁内の男女共同参画の流れをしっかりとつくっていくというところで重要なポジションじゃないですかというふうにお願いしているの、ぜひ庁内調整会議というの、ここが主導的にしないとなかなか動かないんじゃないんですか。例えば回数の問題にしても、内容の問題にしても、どんどんこちらがアグレッシブにしなければ、庁内調整会議なんて意味のない会議になってしまうので、そこをぜひもう一回、庁内調整会議というのは何のために、男女共同参画課以外にそんな庁内調整会議なんかないわけでしょう。あんまり聞かないですね。せっかくある会議体であるならばしっかりとそれを活用していただくというのが、庁内においては重要な会議体じゃないですかねというところで、ぜひそういうところも責務として担っていただきたいなと思いますので。

部長、いかがですか。

○ 山下市民文化部長

私もこれ、もう少し分析をきちんとして、それで、その中でこういった市の状況があるという中、人事当局ともすり合わせをせなあかんですが、それをしてさっき中川委員にもおっしゃっていただいたように、そういう状況の中で、庁内調整会議でこんな状況でどのようにしていくのがええのかというようなことは調整をしていきたいなと思います。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ちなみに、職員採用試験って受験番号があると思うんですけど、履歴書と回答を照らし合わせて見ているんですか、それとも、記述試験については受験番号と答案用紙があって、それをチェックしてふるい落としをしているんですか、ちなみに。

また、今わからなかったら、今度教えてください。その時点で例えば男女で箱の中で分けているんやったら問題ですし、がさっと来て、ただそれが本当に今どき行われていないのかどうかの確認、さっき言うていた医学部の話なんていうのは女性の点数というのを一律で下げておったわけですから、そういうことがあるのかないのかというのが、もしきちんと試験制度がどうなっているのかというフローだけ、また後日で結構、皆さん必要ないんだったら私だけいただきますので、私のところに送ってください。

○ 豊田祥司委員

資料のほうで、16ページの（４）女性職員の職域の拡大に努めているというところで、平成29年度、平成30年度、26か所というところで広がっていなかったという部分もあるんですけども、これは分析として、教育段階、学校卒業した段階からそういうふうに、理系とか文系とかそういう比率でこうなっているのか、それとも、働き方が女性にとって働きにくいからこうなっているのかとか、その辺の分析というのはどのようになっているんですかね。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

女性がいない職場、26か所につきましては、都市整備部とか、それから上下水道局の技術部など、技術職員の職場が多うございます。全部ではございませんけれども、あと清掃事業所とか検査室など技術系のところが多くて、ほかには、総務部でも職員が少人数2人くらいの所属になりますと、必ずしも半々でということがなかなか難しいというところであるんですけども――職員の数が、技術職と一般職と分けていないのでわかりにくくて申しわけないんですけども――女性の職員がいない所属は、現在、技術職の職員が少ないものでこうなってしまうというのが現状です。

○ 豊田祥司委員

そうなってくると、教育の部分からという部分も大きいのかなというのがありますので、

なかなかひっくり返していくのは難しい部分もあるかもしれないんですけど、逆に、女性しかいてない課というのはあるんですか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

済みません、数はちょっと確認をしておりますが、例えば保育園とか、それから市立病院の看護部などは、女性しかいないところが多い所属となります。一般行政職の中にはないですね。

○ 豊田祥司委員

採用に関しては、教育と部課に関しては密接しているなという思いもありますので、その辺のところも変えていかなければならないのかなという感想です。

○ 樋口龍馬委員長

ほかに、男女共同参画課に係る部分でございますか。

○ 中川雅晶委員

女性相談事業の中で相談を見ると、DVの相談が例年、大体2100件から200件、300件弱ぐらいあるのに、平成29年度は1453件と、少ないのは喜ばしいことかもしれないですけど、少なくなっているというところの何か原因であったりとかを認識されているところ、これは相談員の方、1名増員して、今、4名体制になっているんですかね。なっていて、DVの相談が——ほかの夫婦関係の相談とかというのは例年とそんなに変わらないかなと思うんですけど——DVの相談が減っているというのは何か原因があるんですかね。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

平成29年度、DVの相談が、確かに数字的には800件ほど減っております。これは、DVが減ったのかというところではないと思っておりますが、例えば家庭児童相談室で児童虐待の相談件数でいきますと平成29年度はふえておりますので、必ずしも女性のDVが減ったということではないと思うんです。

ただ、女性のDVは児童の虐待とはちょっと違いまして、周りで監視したり通報したりということができない、そういうことではないので、本人がDVを受けましたという、本

人の意思で相談に来ていただくということになっていきますので、手を挙げて相談してくる人が少なかったということで、DVが少なくなったというふうに判断はしておりません。女性が自分で解決できる能力が出てきたって言い切れないところがあるんですけれども…

○ 樋口龍馬委員長

想像ではなくて、今確認しているのは社会的要因等で、減少の何か、減少したことの理由をつかんでいますかという質問ですので、つかんでいないなら、つかんでいないでいいと思います。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

つかんでいません。

○ 中川雅晶委員

今の話の中で、やっぱり恐れるのは潜在化をしているのではないかなというところと、あと、もう、そもそも例えばDVの相談をしても、期待できるような解決に至らないという、期待をされなくなっていることなのか、ちょっとこれだけ減っているのはどう考えてもDVが減っているというようなことがなかなか考えにくい中で、相談が減っているところは少し分析してもらわなきゃいけないですよ。

やっぱり相談しやすいような体制になっているのか、少なくとも、でも、人数もちゃんと増員して、体制としてスーパーバイザーもちゃんと入れて、相談体制としては数年前に比べてはよくなっているはずなのに、DVの相談が減っているというのはどこに原因があるのか。本当に数が減っているのであれば、DV自体が減っているとかであればいいんですけど、どうもそうではないとなると、ちょっと分析が必要なのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、続けて、いいですかね。男女共同参画プランよっかいちの平成28年度の事業進捗状況報告書を少し読ませていただいた中で、委員の方がいろいろ指摘されている中において、例えばさっきの相談員のところで言えば4名体制になっていて、プラス、ケース検討会議の開催数が減少しているとか、できるだけ細かくそういう中でのケース検討であったりとか分析であったりとかしてくださいねというようなものになっていたりとか、指摘を

されたりとか、それから、DVを許さない意識づくりの手法として講演会が開催をされているが、講演会にこだわることなく、例えば意識を広めていくサポートを育てるなら別の手法も検討していくべきじゃないかと。講演会とか、そういう啓発活動ばかりではなくてももう少し具体的に進めていくべきではないのかなと指摘をされていたりとか、数点いろいろ指摘をされている部分はあるんですが、こういった男女共同参画プランよっかいちの事業進捗状況の報告に基づいて、平成29年度は改善されたりとかというのはあったのかどうか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

DVの講演会ではなくて、これとは別に違うところに載っているんですけども、デートDV予防講座というものを実施しております。

幼少期、保育園、幼稚園のころは男女平等教育と言っていますけれども、小学校、中学校、高校になって、デートDV予防講座ということで実施しておりますが、デートDV、男女平等教育の講師は、こちらで講師養成講座をいたしまして、講師養成講座を卒業した方がつくっているグループで担当していただいております。その方々のフォローアップと申しますか、講師としてよりいい講座をしていただくために、毎年フォローアップ講座を実施しております、ちっちゃいころからDVを許さないということで意識づくりが大事という考え方に基きまして、フォローアップとしてはそういうところに力も入れているということです。

○ 中川雅晶委員

それに限定しただけの話ではなくて、私は、わざわざ審議会の委員に集ってもらって進捗度合いとかというのを1回ないしは数回協議してもらって、最終的に審議会による評価というところで、総括評価とか各それぞれの重点課題とか項目に応じて意見をいただいているわけですね。

僕はそれは一つ、とりあえず言っただけの話で、それだけのことだけではなくて、もっと言えば、例えば男性の家事、育児、介護等への参画というところで、市職員における男性の育児休業取得人数を目標値に掲げられているんですけど、その目標値でいいんですかと。本来はこのだけではなくて、それはモデルケースとして市を掲げるのはいいですけど、目標としては、ほかの市内の事業者がこういった、浸透させるということが目標で

はないですかという指摘とかをされているわけですね。それに応じて平成29年度以降の取り組みとか何か――全てが全てなかなか形にできるものはないかもしれないですけど――何らかの形、意見を受けて、例えば平成29年度、平成30年度に何らか取り組みをされたものがあるのかなというのを確認する。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

済みません。ちょっと答えがおかしかったです。

毎年、このプランにつきましては進捗報告をいただいております。今年度、男女共同参画プランよっかいちの中間見直しということで、今、作業中でございますけれども、その中に平成29年度に実施いたしました市民意識調査とともに、今までの進捗報告というか評価を反映させたものにしておりまして、今、プラン、まだ確定はしておりませんが、新規事業としましては、ワーク・ライフ・バランスの中で女性の活躍促進ということで、各分野で活躍している女性たちと意見交換会を実施とか、ロールモデルの紹介をしようということであったり、それから、参画カレッジたくさんやっていますけれども、自分のところだけではなくて、積極的に地域に出ていってやりましょうということで、そういうことも次期プランの中に入れていこうということやっております。

○ 中川雅晶委員

報告であったりとか審議の中でいただいた意見とかというのを、やっぱり可能なものはしていかなきゃいけないですし、これも、こなすだけの仕事ではなくて、見直しの中に、しっかりと見直しをしていかなきゃいけない部分もあったりとか、時代の要請的なものとかもありますよね。ワーク・ライフ・バランスなんかは、働き方改革とか言われている中において、千載一遇のチャンスといえば千載一遇のチャンスでありますし、平成28年度の報告に載っていますけど、介護離職の問題とかというのも指摘されているんですね。それも大きな社会問題になってくるし、また、おひとり様の問題だって、これからますます高齢化社会が進展して独居世帯がどんどんふえていく中においては、いろいろまた違った社会の側面として取り扱っていかなくちゃいけない課題とかというのはありますので、ぜひせつかくの審議会を最大限活用していただいて、審議会からいただいた意見をやっぱり最大限この計画の中に盛り込み、また中間見直しの中において、ちゃんと見直し問題やった

らしっかりと見直すという作業と、それから、それを受けて庁内調整会議でしっかりと意思決定者というか、二役等にそれを伝えていくというのが、それをもとにしてまた意思決定をするわけですから、重要な仕事であるということをやっぴりそういうサイクルをぜひ回してもらわないと、男女共同参画社会というか、四日市が男女共同参画に立ちおくれるということがあってはならないので、ぜひその辺頑張ってくださいかなきゃならないと思うので、最後、決意だけで結構ですのでよろしくお願いいたします。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

委員言われる、おっしゃるとおりやと思っています。ワーク・ライフ・バランスもそうですし、女性の活躍ということで、今度のプラン、策定、見直し中のプランの中にもいろいろ新しい事業も盛り込みましたし、新たな課題というのも出てきておりますので、そのところも十分認識した上で、プランの中には盛り込みをしていきたいと思っていますし、事業を進めていく中では、関係各課とも十分調整した上で取り組んでいきたいと思っています。

○ 中川雅晶委員

よろしくお願いいたします。

先ほど言ったDVの相談件数の件だけは、またちょっと精査いただきますようお願いしておきます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

それは資料の請求で、この審査にはかかわらないということですね。ということでまた分析をかけてください。

ちょっと1件、相談のところに関連して、私から、LGBTに係る相談というのは平成29年度、あったでしょうか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

平成29年度はなかったですね。

○ 樋口龍馬委員長

ちなみに、相談を受け付ける窓口としては、男女共同参画課が適な場所なのか、全然違う場所が相談窓口として適なのかというのは、どこになるんですか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

LGBTの方の相談で、当事者が自認する性が女性であって、女性としての悩みということであれば、私どもの女性相談にもかかわることはできるんですけども、男性とかそれ以外のものと、県のほうにLGBTの相談窓口がございますので、そちらを紹介したりしております。

○ 樋口龍馬委員長

男性の相談窓口もつくってもらいましたよね。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

電話相談の窓口ですね。

○ 樋口龍馬委員長

その窓口で、LGBTの人が来るというのは適なんでしょうか。

○ 中村男女共同参画課長兼男女共同参画センター所長

今のところ事例はございませんし、場合によっては男性としてのご相談ということであれば受けることは可能かと思うんですけども、ただ、LGBTであって性転換手術をしたいけどどうしたらいいとか、そういうような専門的な話になりますと、こちらでは受けられないということになります。それは男性も女性も同じです。

○ 樋口龍馬委員長

それはトランスジェンダーの話だと思うんですけど、例えば強姦罪だって、強制性交等罪と名前が変わったり、国の動きだとか県の動きなんかもさまざま動いてきているので、相談に来た方が迷子にならんようにだけ整理をかけておいてくださいということをお願いして、私のLGBTに関することは終わりたいと思います。

他に男女共同参画課に係る部分、ございますか。

○ 小林博次委員

男女共同参画社会、課をつくってやるんだけど、どれぐらいで、どれぐらいの時期に共同参画社会を実現するということに目標を置いておるのか。ちょっとその辺がわからんのかな。

何でこんな質問するかというと、例えばDVを、デートDVとか、それを例えば取り上げて、相談して解決するのかわけわからんけれども、そうやっておくと男女共同参画社会に行き着くんかということは個人的に疑問に思っているわけね。全然入れていない市町村もあるわけや。それはそれで社会問題として取り扱っている。

性的マイノリティーの問題まで取り上げて、女の人を男の人と同等に差別のない社会をつくらうかと言っておるのに、男の格好しておるけど女やったわと、こんなまで入れ組むとすると、それはどっちかでやっていかんと、こんな決着つかん話になると思うんやわな。だから、本論をどれぐらいで完結させようとしているのか、そのために何をやろうとしているのかというのを出してこんど、ここの方針を見ていくと、日本中、金太郎あめになっておるけれども、四日市の実態と全然関係ないんやないのというところも実は見受けられる。

だから、男女共同参画だから、女性の差別をなくして男女が共存できるような、そんな条件をつくるために何をするのかと。例えば、幾ら社会的地位を上げようと、何をしたら、能力がある女性が働ける職場がなかったらならへんやでな、これは。

そうすると、あなたがたの方向としては、社会の中で女性が活躍できる、そういう場面がこれくらいないとあかんよぐらいの提案が、実は学者を入れてやるんなら欲しいわけ。これ、専門家入れて出てきたやつが、どこかのやつを見て書いたのと変わらへんわけや、こんな。そんなことやっておってもだめやから、例えば桑名市とか、独自の方針を出してやっておるところもあるわけやな。やっぱり置かれた現状を正確に分析して、難しいけどやっぱり方向を出していく必要があるのと違うかなと個人的には思っておるので、だから、可能な限り金太郎あめみたいな方針が要るんなら、それはそれで容認をしていくけれども、加えて、やっぱり独自でこういうことをやるということは、方向を出してほしいと思うんやわね。

だから、本来なら課長ではできやへん仕事なんや、こんな。そやろう。部長か副市

長級でないと、ここに言えやへんやん。言うたって聞いてくれへんやん。お願いしますと言うだけやろう。かなり力を入れて、課をつくったということは力を入れてやるということなんやけど、課だけでは言うことは聞いてくれへん、大体。

だからその辺は、やっぱり、もうちょっと地位を向上させてもらおうとか、副部長ぐらいにさせろとか何か言わんとなかなか難しいと思うんやけど。取りとめのない話やけど、やっぱり独自の方向、方針をもうちょっと正確に出してほしいな。

○ 樋口龍馬委員長

組織機構にかかわる話でもありますし、市民相談の窓口というのは市民文化部の中には入っているわけで、そういう意味でいうと、受けなきゃいけない。ただ、それをどの担当課が所管するのかという話のところですので、こういった意見もあったということで、記憶いただいて今後の運営なり総務部のほうに投げていくときに、所管割りを変えてくれ等々の参考にしていただいたらどうかと。この程度に、小林委員、とどめさせていただいてよろしいですか。

○ 小林博次委員

小さくなり過ぎやけど、まあ、ええか。

○ 豊田政典委員

私も同じ方向で意見を申し上げておきますが、最初のほうに議論した管理職の登用比率とかいう部分ね。僕が改めてまとめてもらった平成29年度の取り組み方針には、このように書いてあるわけ。互いの個性を認め合い、ともに支え合って暮らすことができるよう、市民一人一人が男女共同参画社会の実現を目指す。だから、例えば人事的な壁にぶつかっているという実態が前半で見えてきたわけですよ。これは言葉の使い方もありますけど、それがなかなか市役所の中でも反映されていないという壁が見えているので、これは具体的に実現しようと思ったら、何らかの改善が必要だというのが一つ。

それから、先ほどから出ているような、守備範囲を僕は限定すべきやと思っています、男女共同参画。これを、女性に特有のとか性にかかわるところまで広げ過ぎると、何が何かわからへんしというところがあって、やっぱり課の守備範囲というのはそんなに広げないほうがいいなというのと、いつか終わらなければいけない。目標達成できた暁にはね。

いつまでもやるものじゃないと僕は思っていますから、私の意見として聞いておいていただければと思いました。

○ 樋口龍馬委員長

所管のあり方についてというところで、ご意見をいただきました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、男女共同参画課については一旦あれさせていただきます、後ほどご意見がある方はおみえになれば。もう1時間たちましたのでここで休憩をとらせていただきたいと思いますが、この先、現在、議論している市民課、あさけプラザ所管部分、ほかの男女共同参画課以外の部分。

ここについて質疑がある方、どのくらいみえますか。お一人、長い、短い。わからない。じゃ、休憩しましょう。

休憩は45分までといたします。2時45分再開です。

14:33 休憩

14:45 再開

○ 樋口龍馬委員長

では、会議を再開したいと思います。

先ほどまでの追加資料にありました男女共同参画について意見を多々いただけてきたところがございますけれども、それ以外の部分についても集めてまいりたいと思います。じゃ、どこがあるのというと、あさけプラザの部分と市民課の部分がございまして、ご質問がございます方は、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 豊田政典委員

遅くなりましたが、追加資料ということで、1年間総括というのをお願いして、後半3課もまとめていただいたことはありがとうございました。

その中の追加の7ページですけど、市民課に少しだけ聞きますが、市民課といえば窓口業務中心なので余り創造的な課題というのはないかと思いながら、8ページで主要課題、今後の方針というのをまとめてもらった中で、当たり前のことですけど、各窓口で個人情報の保護や虚偽等の不正防止を徹底かつ円滑かつ的確に処理するようにやっていくんだということなんですけど、これは課題として挙げてもらったということは、1年間の中身はどうだったんでしょう。個人情報に関する問題とか不正届け出、また円滑でなかったとか不的確だったとか、そういう集計、統計というのは紹介していただけないでしょうか。

○ 伊藤市民課参事兼課長

市民課の伊藤でございます。

こちらにまとめさせていただきましたのは、課題ということで一つ挙げさせていただいたことについて、豊田政典委員からご質問いただきました。

平成29年度は、特にトラブルや問題になったことはございませんでした。

○ 豊田政典委員

結構なことでしたということですね。

それから、その次の段落、外国籍住民の各種届け出について、迅速な対応、待ち時間の短縮につなげる、これは実態はどういうことなんですかね。

○ 伊藤市民課参事兼課長

伊藤でございます。

まず、少し長くなったらごめんなさい。戸籍の届け出につきましては、人口比と同じぐらい外国人の方の届け出というのはそんなに極端に多いわけではございませんが、国籍によっては戸籍の届け出の受け付けの時期が非常に複雑になってまいります。例えば日本でも、公務員だと年齢が幾つとか制限がありますし、子供の文字で使える文字とか、戸籍についてはいろんな要件がありまして、各国から本国や領事館から出された要件具備証明書というのを付けていただいた上で、うちもいただいてそれを頼りに審査などをしてはいるんですが、初めて見た書類については、みんなで相談をし、いろんな本を調べて、わから

なければ法務局に聞いてというようなことを繰り返しておりますので、そのあたりの勉強をこれからしっかりやっていかなきゃいけないということで、課題で出させていただきました。

○ 豊田政典委員

初めて見た書類とか、そういうのちょっと意味がわかりませんし、全体的には、待ち時間の前の対応時間、それから、待ち時間というぐらいですから自分の順番を待っているんですよね。その実態をもう少し詳しく教えてください。

○ 伊藤市民課参事兼課長

今の戸籍のほうを申しあげましたけれども、もう一つ少しお話ししますと、住民の異動届というのがありまして、転入、転居、転出を少し、私、4月から来ましたので、4月以降の実態を調べましたところ、外国人の人の異動、今申しあげた異動届が、大体全体の22%とか24%ぐらいを占めるということで、大変人口比率に比べると多くなっています。実際、かかる時間も、非常に簡単な日本人の転入届に比べると、書く書類とか在留カードの手続とかで、多い場合は2.5倍ぐらいの時間がかかるというような、外国人の方の例えば国外からの転入届、そういったようなこともありますので、職員が上手にコミュニケーションをとるとか、記載をかなり丁寧にご案内するとか、少し受け付けの手順などもきちりとして、少しでも窓口にかかる時間を少なくすると、それが課題だと思っております。

○ 豊田政典委員

4月から伊藤課長、来られたということで、初めて来て、感じた課題でもあると思うんですよ。こんなに時間がかかっているのかと、これはまずいなということだと僕は受けとめましたので、新しい視点で改善できる方法をぜひ探っていただいて、伊藤方式を導入して、短縮に努めていただくことを期待しておきたいと思いました。

続けて、あさけプラザもまとめてもらいました。

あさけプラザ、これで結構なんですけど、せっかく来ていただいたので一つぐらい聞かせてください。

あさけプラザというと、ここに書いてもらったように、施設管理と貸し館、それから自主事業、そういうものかなという認識しか、ごめんなさい、私にはないんですけれども、

その下の課題のところ、地域の文化団体等と協働しというようなことが書いてある。あさけプラザが目指している方向性の中に、住民と協働して何かをつくり上げていくとか活性化させるとか、そういう方向性があるのかなと思って改めて気がついたので、考えておられること、やってこられたこと、やっていこうとしていることをご披露いただけるとありがたいなと思いました。

○ 矢田あさけプラザ館長

あさけプラザにつきましては、建設当初から、四日市市と3町、広域複合コミュニティ施設ということで、住民の方が触れ合いと語らいの場として利用していただくという理念を持って運営を今までできております。

○ 豊田政典委員

広域複合施設ということは余り深く考えたことがない、申しわけないですけど。だから、今言ったように、施設があって、ただの出先機関ではないし、貸し館だけでもない、自主事業もやるし、加えて、住民とのかかわりが何か重要な要素であるのかなというところをちょっと教えてほしいなと思って。

○ 矢田あさけプラザ館長

あさけプラザの運営協議会というのも持ってございまして、団体、それから利用者、それから行政、3者の合同の協議会を持ってございまして、その中でもさまざまな意見を頂戴して、自主事業あるいは貸し館状況について、あるいは図書館、老人福祉施設、保健福祉施設等の運営についても協議をさせていただいて運営を進めておりますが、答えになってますか。

○ 豊田政典委員

それで、平成29年度はその点についてどうだったのか、それで課題があったら平成30年度以降はどうしていくのかというのが、いやいや、もうこれで100%と言うのか、課題があるのか、そこを聞きたい。

○ 矢田あさけプラザ館長

平成29年度は2度、運営協議会をしておりますが、引き続き自主事業についてもあるいは貸し館事業についても、利用率が上がるようにというようなお声をいただいて、それに目標を置いて運営はしておりますが、特に大きな課題というのは、協議会の中では認識はしていません。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

関連ですか、小川さん。

○ 小川政人委員

貸し館の予約申し込みが、1カ月前からか2カ月前か、3カ月前か。

○ 矢田あさけプラザ館長

ホールについては半年前で、会議室等の集会室等々は3カ月前としております。

○ 小川政人委員

それで、早くから順番とるのに待っておるとかそういうのは、今現状はどうなっているの。

○ 矢田あさけプラザ館長

毎月1日が申し込みの開始になっておりますので、どうしてもここをとりたいという方は、前日に順番をとっていただくという形で、並ぶというか敷地内に待機していただいておりますという状況です。

○ 小川政人委員

徹夜で待っておるとのこと。

○ 矢田あさけプラザ館長

そういう方もみえます、順番で。

○ 小川政人委員

それって、もうちょっと工夫できやんのか。

○ 矢田あさけプラザ館長

私も何とかならないかと日々思っておるんですけども、済みません。善処していきたいとは思いますが。

○ 小川政人委員

例えば、来てくれたら順番に整理券を渡して、それから、整理券の人から順番にくじを引くとか、そんな一晩待っておって、それで待っておる人に今度は差し入れを持っていったり、何かホールなんかを使う人やったら大変なことをやらんならんで、その辺スムーズに、待っておって一緒のことでしょう。待っておって順番に抽せんか何かするわけでしょう。だから、先に来た人から整理券を渡しておいたら、もうそれは待っておらんでも次の日に決めるときにできるとか。

○ 山下市民文化部長

多分、それで抽せんになるとどうしても困る人がおると思うんですよね。絶対、その日を取りたいということなので、もう早くから並んでどうしてもその日を押しえやんと、抽せんによければ整理券を渡しておいて来てくださいねという話なんですけど、どうしてもその日にやりたいという人がおる場合は、やむを得ずそうしないといけない。かなりそこが苦しいところだと思います。

○ 小川政人委員

ちょっと待って、早うから並ぶということは、並んで待っておるか、早う来た人から番号の札を渡したら、それで済む話であってやな。時間は決めておけばええやん、最初の。

○ 山下市民文化部長

その時間までに並ぶということ。どっちにしても並ぶ人は出てくるわけですよ。スタートが決まっておってもどうしてもその時間までには並ぶことになる。

○ 小川政人委員

例えば、前の日の夕方5時やったとしたら、次に。

○ 山下市民文化部長

5時までにはだ一っと並ぶ。一緒ですよ。

○ 小川政人委員

ずーっと、エンドレスか、それは。

○ 山下市民文化部長

時間を決める以上は……。

○ 樋口龍馬委員長

体育施設の特別申請みたいな内容には合わないわけですか。並ばれる方たちの申請内容というのは。

○ 矢田あさけプラザ館長

公の施設、公の団体とかがとる場合は優先というような順序もさせてもらいますけれども、普通に一般の利用者はやっぱり足並みをそろえてということになっていますので、そのようにはさせてもらっております。

○ 樋口龍馬委員長

特別申請ができない理由というのは、条例か何かで定めているわけですか。1カ月前に予約というのは条例によるんですか。

○ 矢田あさけプラザ館長

条例によって、申し込み団体というのは設けております。決めております。

○ 樋口龍馬委員長

四日市ドームなんかだと、前年の11月に集めますよね、特別申請は。そういう特別申請

の形を、小川委員が言われている、並ぶ人がどういう案件で並ばれているのかわからないですけど、特別申請で申請して抽せんをかけるということをするれば、言われているようなことは一定回避されるような気もするんですが、特別申請というのは手続上ないわけですか。

○ 矢田あさけプラザ館長

市等と公共団体が使用する場合、特別申請というのを受け付けています。

○ 樋口龍馬委員長

公共団体に限っているわけですね。

済みません、小川委員、とめてしまいました。

○ 小川政人委員

どこかもそうやったんだけど——それが並ぶのがなくなったところ、たしか市の施設であったと思うんですけど——幾ら早く行っても、そのやり方でいくともっと早う来た人がおったら、もうとれやへんのわな。とれやんと、次の第1希望から第2希望、第3希望って変わっていくんですけど、やっぱり抽せん第1希望、第2希望、第3希望でもええんと思うんですけど。そのことのために一日棒に振ってやっておるというのは何か異常、余りにも知恵がなさ過ぎるなと思って。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

それを楽しみでしておるの。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

そんなんやったら余計に金が要る、市の施設でダフ屋みたいなことをするのと一緒やないか。それは余計にあかんで。

○ 樋口龍馬委員長

予約のとり方については一度検討が必要だというのが、多くの委員の意見かなというふうに思います。各地区市民センターでもよく似たことが行われてはいると思うんですが、今回はあさけプラザに限った所管になっていまして、例えば楠交流会館とかも午前中に終わってしまっていますので触れられないところなんですけれども、多分同様のことが楠交流会館でも行われていると思うんですよ。これについては、考えていかなきゃいけない課題ということで、今、多分、小川委員、答えは出ないと思うんですけれども。

○ 小川政人委員

ちょっとこれ、何年かやで、何年か前から文句を言っておったけど、全然直らんで、何か考えやんとあかん違うかな。非生産的やな。

○ 樋口龍馬委員長

私もそう思います。

○ 日置記平委員

小川案を出してやってくれ。あんたの案を。

○ 小川政人委員

ほやで、抽せんでと言っておるやないか、どっちでも必ず第一希望をとれるというわけじゃないんやから……。

○ 樋口龍馬委員長

よろしいでしょうか、小川委員。

○ 日置記平委員

研究してもらっただけや。

○ 樋口龍馬委員長

研究をしていただくということで。

○ 中川雅晶委員

有料施設の利用率で、平成28年度が有料施設の利用率が61.7%で、平成29年度が58.9%
って報告いただいているんですが、有料施設利用件数で見ると平成28年度は6349件で、平
成29年度が6588件になっているんですね。件数はふえているんですけど、この利用率は前
年よりも下がっているというのは何か。

○ 矢田あさけプラザ館長

平成29年度4月から第2小ホールというのを供用開始しまして、その分、こま数という
か利用可能数がふえております。なので、利用数も上がっているんですが、それを割った
全体の利用可能こま数もふえているので、パーセンテージは下がってしまいました。そう
いう原因です。

○ 中川雅晶委員

分母がふえたのでパーセントが減ったということですね。それはわかりました。

あと、行政コスト計算書で見ると、あさけプラザの経常収益、主に多分貸し館であつた
りとかの収益、収入、計上収益が1827万6000円で、受益者負担率が11.08%というのがあ
さけプラザなんですけど、この数字はどう捉えるというか、どういうふうに評価されてい
るのか。

ちなみに文化会館は27.78%で、これは当然高いなというのがありますし、同じような
ところで見ると、楠福社会館が10.38%という受益者負担率、楠ふれあいセンターが
8.22%という受益者負担率なんですけど、あさけプラザの11.08%というのはどういうふ
うに評価されていますか。

○ 矢田あさけプラザ館長

貸し館事業については、利用者の方から受益者負担ということで利用料は頂戴しており
ますので、それに加えて、利用率のほうも目標を達しておるといふか、稼働も順調かと思
っておりますので、一応、コストについてはこの数値が適しているものではないかと捉え
ております。

○ 中川雅晶委員

私は、測定単位というところで、年間の延べ来館者数が49万6449人であるならば、もう少し例えば有料施設の利用率を上げることによって、経常収益を上げるという努力はしていかなきゃいけないのかなって思うんですが、その辺はどうですか。分母がふえたとはいえ、大体例年60%前後で推移してもう定着しておるんですよ。これを例えばもう、2%、3%、5%上げていくという努力は必要ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○ 矢田あさけプラザ館長

ありがとうございます。おっしゃるとおりと私も受けとめております。まだあいている部屋もあるということは努力する余地はあるということだと思いますので、引き続き努力していきたいと思います。

○ 中川雅晶委員

努力してください。よろしく願いいたします。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようですので、質疑をこの程度にとどめたいと思います。

それでは、委員間討議についてあれば集めたいと思いますが、ございますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

さっきの小川委員の順番待ちのやつ入れなくていいですか。順番待ちのやつ。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

じゃ、例えば、小林委員、今の抽せんでというのはどう思われますか。

○ 小林博次委員

いやいや、抽せんでやって、それで欲しいところとれやんからそれは困るって、またもとへ戻って、この繰り返しをずうっとやっておる。

○ 小川政人委員

抽せんでやったときもあるやろう。

○ 小林博次委員

あの以外の場所で。例えば、ドームだとかいろいろなところの順番待ちがあるので、文化会館もそうやしね。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

討議こそなっていないですけど、思いは委員会としてはある程度集約されている部分なので、予約のあり方についてということで、委員間討議で扱ったという扱いに変えて作成をかけていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように取り計らわさせていただきます。

討論ございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ただいまより採決に移ります。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第3項戸籍住民基本台帳費についての審査を行います。

本件について、決算を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

[以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第3項戸籍住民基本台帳費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 樋口龍馬委員長

では、全体会に送るべき事項につきまして、確認をさせていただきたいと思います。

全体会に送るべき事項はございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

それでは、ここで理事者の入れかえになります。今から協議会に入りますが、皆さん休憩なしでよろしいですか。

では、そのまま協議会に入りたいと思いますので、理事者の皆さんは入れかえをお願いいたします。

15 : 10 休憩

15 : 32 再開

○ 樋口龍馬委員長

報告事項が一つ届いておりますので、報告をされます方、挙手にて。

○ 伊藤市民課参事兼課長

市民課の伊藤でございます。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

証明書のコンビニ交付についてご報告をさせていただきますが、今回は、来年の2月から証明書のコンビニ交付サービスを開始しますので、本日は現在の個人番号カードの交付状況をご報告させていただきますとともに、今度から取得できる証明書と、コンビニでの取得方法のほうを、お時間を頂戴してご説明したいと思っております。

1番、個人番号カードの申請・交付件数の推移で、この7月末現在でございます。一番右ですが、申請の件数の累計が3万4731件、交付件数の累計が現在2万7356件となっております。表の一番下右端ですが、7月末で交付率が8.76%でございます。

2番の表でございます。個人番号カードの年齢別集計表、6月の所管事務調査のときにどの年齢の方が一番多いんだろうとか、少ないんだろうとかいうご質問をいただきました。60代の方が一番右ですけれども、22.6%ということで、60代の方が一番ご利用いただいております。次に多いのが、70代の方でございます。ちょっとお若い人にはもう少しお知らせをしていく必要があると考えております。

6ページのほうをお願いいたします。

3番、全国のコンビニ交付導入状況、これも6月のときもご説明しましたが、8月8日現在で6月よりも少しまたふえまして、全国の1741地方自治体のうち、538団体30.9%がコンビニ交付を実施というところでございまして、住民票、印鑑については全てのところが、税、戸籍、附票といったところは68%、あるいは57%のところに取り組んでいるといった状況でございます。

4番目の表をお願いいたします。県内につきましては、既に鈴鹿から始まって、10の市町が取り組んでおりまして、四日市は2月からといったところで、5種類の証明書の発行

を予定しております。

では、5番のほうをお願いいたします。コンビニ交付で取得できる証明書について、案をご説明いたします。

タイトルの下に①などあります。まず、前提条件として、四日市市に住民登録のある方、四日市市民の方で、②本人、ご本人です。③15歳以上の方です。これは、窓口でも、小さなお子様ですとおうちの方に来ていただいでくださいということで、一定の年齢で申請をしていただくように窓口運用がなっていることに合わせて15歳以上と考えております。それから、個人番号カード、マイナンバーカードをお持ちの方という前提の中で、まず、住民票の写しは200円、こちらの手数料は、窓口とコンビニ交付は同額でと考えております。一番右、取得できる証明書ですが、ご本人の分、あと世帯全員の分、また同じ世帯の方の分が取得していただけます。カードとキー操作、暗証番号があれば取得できます。

印鑑登録につきましても、印鑑登録のある方がご本人の分だけとれます。所得課税証明は、1月1日に住民票登録がある方がご本人の最新のものだけがとれます。戸籍のいわゆる謄本、抄本につきましても、抄本、謄本、それから同じ戸籍にある方の人の分もとれます。附票につきましても、同じようにとれるというところがございます。

7ページからのほうは、実際のコンビニ交付の画面のほうをお示ししているところですので、少し説明をさせていただきます。

左側に①、②、③と振ってあります。

①のところ、キオスク端末のところへ行っていただきますと、行政サービスというところがございますので、そのところを押していただきます。

②に進みますと、メニュー選択ということで、証明書交付サービスというところをまた押していただきます。

次、③ですけれども、この時点でマイナンバーカードを読み取って、差し込んでいただきます。あるいは置いていただきます。

④でございます。次、画面が進みまして、お住まいの市町村の証明書というところを押していただきますと、コンビニ交付のほうに進んでまいります。

⑤、ここで暗証番号4桁を入力していただきます。

⑥、次にここまで進みますと、カードをおとりいただきまして、この後はマイナンバーカード、しまってください結構です。

⑦証明書の種別ということで、四日市の場合は5種類選ぶ画面が出てきます。今回は一

番上の住民票の写しというのを例えば選ぶことといたしますと、⑧本人のみか、世帯全員か、世帯の一部かというのを聞いてきますので、例えば本人のみというのを押すということになります。

次に、⑨ですが、ここで、住民票に世帯主や続柄などを書きますか、あるいは本籍地などの記載は要りますか、あるいはマイナンバーカードは要りますか、こういったことを聞いてきますので、要る要らないというところをあるなしで押していただきます。

10番でございます。ここで、何枚要りますかというところで、部数1部とか2部とかを押していただきます。

11番、今まで入力してきた中身をここで確認する画面がやってまいります。

12番、ここで料金、11番で料金が示されますので、12番でお金を入れます。コインのほか、セブンイレブンなどはnanacoカードという電子マネーが使えますので、また後日、手数料の改定などをお諮りしたいと考えております。

13番、ここでほどなくすると印刷がされてまいります。

14番まで進みますと、音声で、終了しましたと音声案内がありますので、音声案内の終了のボタンをここで押していただきまして、15番、領収書発行と、こういう手順で証明書を受け取っていただくということになります。

説明は以上です。

○ 樋口龍馬委員長

具体的に2月1日からですか。

○ 伊藤市民課参事兼課長

現在、2月1日でできるように進めております。

○ 樋口龍馬委員長

対象のコンビニはセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートですか。

○ 伊藤市民課参事兼課長

伊藤です。

四日市にありますコンビニ全てでやっていただける予定で進めております。

○ 樋口龍馬委員長

市外、県外のコンビニも同じブランドであればいいんですかね。

○ 伊藤市民課参事兼課長

市外もセブンイレブンとか、この辺のおなじみのあるところのは全てしていただけるようにしております。

○ 樋口龍馬委員長

ご説明はお聞き及びのとおりです。

報告です。こういう形で実施をしていくということでもありますので、特に何か、どうしても言っておきたいことがおみえになったら、挙手にて発言をお願いします。

○ 日置記平委員

コンビニで銀行振り込み、うちは扱っていませんというところがあるんや。全部のコンビニでできるわけじゃない、これ、振り込みの場合ね。あるので、多分これも、今ちょっと明解な回答ではなかったけど、やっぱりコンビニの会社の名前を全部ぽつとわかるようにしておいてあげたほうがええな。銀行振り込みをするときに、この間も行ったけど、私のところは扱っていませんって、全部やっているのかなと思ったら扱っていないところがある。だから、恐らくそれ、発生すると思うので明解にしておいてもらいたいのと、もう一つはちょっと心配していたのは、高齢者がカードを入れて、もろうてカードを置き忘れてきたら、これは個人責任でしようがないと言えしよがないけど、あれ、他人が行って証明とれるよね。これが悪用されることがあると。

○ 伊藤市民課参事兼課長

ご意見ありがとうございます。

この後、また広報などで、広報よっかいちでいろいろ周知していく際に、こういうコンビニでとれますというようなことも、きちんと皆さんにお伝えできるようにしていきたいと思えます。

また、後半部分のカードにつきましては、先ほどちょっと手順を説明した6番ですけど、

ここの部分でカードを取り外していただけてしまっていたら、次の7番に進めませんので、とっていただけるタイミングはご案内できるようになっております。

○ 日置記平委員

振り込みの場合、コンビニの店員さんがやってくれるの。これもやってくれるのかな。

○ 伊藤市民課参事兼課長

伊藤でございます。

これはやはりコンビニのキオスク端末で進んでいく過程で順次やっていくことになりま
すので、やはり12番のところでお金をご自分でちょっと入れていただいて進んでいくとい
うのが基本だとは思いますが、もしコンビニの店員さんにお声がけされたら対応してい
ただけるコンビニもあるかとは思いますが。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 小川政人委員

これって、暗証番号を5回間違えたらペアになるとかというのはあらへんの。銀行のキ
ャッシュカードみたいになるような。

○ 打田市民課副参事兼課長補佐

3回間違えるともう動かなくなります。3回です。

○ 小川政人委員

カードがペアになる。動かないのはええけど、カード自体が無効になるということはないのかな。

○ 打田市民課副参事兼課長補佐

また市民課なりセンターのほうで、もう一度登録していただければ使えるようになります。

(発言する者あり)

○ 伊藤市民課参事兼課長

ご意見、たくさんありがとうございます。

先ほども言いましたように、また広報の12月上旬とかに1ページもらいますので、いろんな注意していただくこととか、いろいろつくりまして、ご案内したいと思います。

○ 打田市民課副参事兼課長補佐

補足します。

カードの暗証番号だけをもう一度登録してもらうだけです。

○ 小川政人委員

カードが無効になるということ。

○ 打田市民課副参事兼課長補佐

暗証番号が無効になるということです。済みませんでした。

○ 平野貴之副委員長

この資料について質問させていただきます。

5ページの年齢別のマイナンバーカードの発行の情報なんですが、これ、男女別にもありまして、おもしろいなと思ったのが、90歳以上を除いて全ての年代で男性のほうが発行数が上回っているということで、初め逆かな、女性のほうが多いのかなと思っていたんですけど、この理由について何か把握ってされていますか。

○ 樋口龍馬委員長

分析について、把握していないなら把握していない、把握しているなら把握している。

○ 伊藤市民課参事兼課長

今のところ、済みません、把握してございません。

○ 平野貴之副委員長

これ、偶然なのかもしれないですけど、もし何か傾向があるんなら、その傾向に合わせてマイナンバーカードの推進なんかをしていくと効果的じゃないかなと思います。また、若い年代はパーセンテージが低いですけど、例えばこれから大学でどこか違うところへ行くとか、そういう人にはすごく効果的だなと思うので、またそういう推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、本件報告についてもこの程度で閉じさせていただきたいと思います。

これで全部の事項が終わりまして、行政視察報告書案についてでございますが、今回の委員会審査が始まる冒頭に、本日の審査全て終了後に自動で承認という形をとらせていただきたいというお願いをさせていただいたところであります。

報告書について、何か訂正すべき点等ございましたでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、最後に、ちょっと休会中所管事務調査についてをやりたいので、理事者の方は一度退席をしてください。インターネット中継を切ってください。

はい。本審査に入る前にですね、休会中の所管事務調査について日程を確認させていただいておりますが、改めて申し上げます。10月23日火曜日の10時より、鈴鹿大学の仲先生を参考人としてお招きしての会となります。犯罪被害者支援についてということでご予約を確保いたします。

公開の委員会の形をとりまして、関係所管部局にも仲先生がお見えになるということはお伝えして、行政の方でオブザーブしたいという方がお見えになったらオブザーブしていただけるようなしつらえにしていきたいというふうに、議長の方にも正式に申し入れを行いますけど、していきたいと今正副委員長の方では考えているところでございます。

続きまして13番項、11月定例月議会の議会報告会の日程であります。日程案がですね、大変に申し訳ないのですが12月28日と年末なんですけど、もちろん年を明けてからでも構わないと議会運営委員会では言われてはいるんですけども、年内に実施しようと思うと12月28日しかないということで。よろしいでしょうか皆さん。市民の方もこんな年の瀬に来ていただけるんかということもあるんですけど。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

また、今期では難しかったんですけども、日程変更についても議会運営委員会を通さないといけないということで8月定例月議会議会報告会は10月10日に予定しています、今度の議会報告会についてもですね、笹川の自治会長会議があるにも関わらず、同じ場所で実施をするという事が回避することができませんでした。私なりに努力したんですけど議会運営委員会の決を採っているということで。これも改選後、皆さん帰ってお見えになってですね、是非変えていきたいなと強く感じる部分でありましたので、そのような場面があればぜひご協力をお願いしたいと思います。

で、11月定例月議会の議会報告会については、12月28日で皆様にご了承いただきました。午後6時30分より午後8時45分という形でございます。開催場所でございます。北部ブロック東のうちから決めていきたいと考えております。北部ブロック東は、富洲原地区、富田地区、大矢知地区、羽津地区、橋北地区、海蔵地区が該当地区となります。本当ですと富田地区もあるので四日市高校の学生さんなんかとも思ったんですけど28日は冬休みに入っております、どこもなかなかご協力をいただくのは難しいのかなということで今回は諦めることといたしました。で、開催場所の候補として富洲原地区市民センターなどいかがかと。他の場所がいいよという事なら大矢知地区市民センター、海蔵地区市民センターになるかと思いますが、皆さんここでやったらどうだというのがあればですね。

(発言する者あり)

○樋口龍馬委員長

いやいや。北部ブロック東の中から最近まわっていない箇所です。利用頻度の関係で。

(発言する者あり)

○樋口龍馬委員長

じゃ、皆さんがそうやって言ってくれたら富洲原地区市民センターで行きたいと思えます。テーマについてでありますけれども、何か皆さんのなかでご提案ありますでしょうか。また、正副委員長の腹案を示させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○樋口龍馬委員長

はい。ではそのようにさせていただきたいと思えます。8月の議会報告会については、先ほども少し触れさせていただきましたが、10月10日の18時30分より20時45分、四郷地区市民センター2階大会議室におきまして、多文化共生について取り扱ってきたいと考えております。集合時間なんですけれども30分前でよろしいですね。18時集合という形をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○樋口龍馬委員長

それでは18時集合でお願いいたします。その他何かございますか。

(発言する者あり)

○樋口龍馬委員長

そうですね。今回協議会で市立四日市病院が上げてきた助産料の値上げ、割と委員会の

中では私も含めネガティブな意見が多かったのかなと思うんですが、このまま放っておくとですね、11月に議案として上がってきます。今まだ休会中の日程調整はしていないんですが、休会中所管事務調査で取り扱うべきだという提案もありましたので、日程をとってどこかで行いたいと思いますが、皆さんいかがですか。

(異議なし)

○樋口龍馬委員長

はい。ではなるべく午後でとるようにします。病院長がいるいないというのが関わってくるので、日程がタイトになる可能性があるのと、場合によっては市立四日市病院でさせていただくということも考えなければならないなと思います。必ずしもそっちに行くということではなくて、場合によってはということでご捉えておいてください。

では、今ご提案いただいた内容で所管事務調査を設定して、どこかで日程を確認したいと思います。他にございますか。

(なし)

○樋口龍馬委員長

ないようでしたら皆さまのご協力のおかげですね。台風によって1日日程が縮んで厳しい中ではございましたけど、決算の分科会を終えることができました。本当にありがとうございました。正副委員長ともに感謝しております。分科会長報告ですけれども、どの程度のレベルで皆さんに出ささせていただくかということなんですが、細かい部分については、正副委員長に一任いただいといてよろしいですか。

(異議なし)

○樋口龍馬委員長

はい。議員間討議の部分についても集めさせていただいたものは、特出しして別の形で整えますので、なるべく早く皆さんにお示しするようにしたいと思います。以上です。

1 5 : 5 5 閉議